

第2次鹿児島県再犯防止推進計画

令和6年3月



目次

第1章	計画の策定に当たって	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画期間	1
第2章	計画の基本方針	2
第3章	再犯の防止等に関する施策の指標	
1	再犯防止等に関する施策の成果指標	3
2	再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標	3
第4章	今後取り組んでいく施策の方向性と概要	
1	国・市町村・民間団体等との連携強化のための取組	
(1)	国・市町村・民間団体等との連携強化	5
2	就労・住居の確保を通じた自立支援のための取組	
(1)	就労の確保	8
(2)	住居の確保	12
3	保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組	
(1)	高齢者又は障害者等への支援	14
(2)	薬物依存の問題を抱える者への支援	18
4	非行の防止と、学校及び矯正施設等と連携した修学支援の実施のための取組	
(1)	非行の防止と、学校及び矯正施設等と連携した修学支援の実施	21
5	民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組	
(1)	民間協力者の活動の促進	24
(2)	広報・啓発活動の推進	26
第5章	計画の推進体制と進行管理	27
資料編		28

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

我が国では、平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律が施行され、同法に基づき、平成29年12月、再犯防止推進計画が策定されました。本県でも平成31年3月に「鹿児島県再犯防止推進計画」を策定し、再犯の防止等の取組を推進してきました。

全国の刑法犯における検挙者数は、平成16年以降減少傾向が見られ、令和4年には戦後最小となる16万9,409人となったものの、令和5年は18万3,269人となっています。本県でも平成24年以降減少傾向が見られ、令和4年には1,614人となったものの、令和5年は1,927人となり、全国と同様、増加に転じています（P29 図表①）。

また、全国の刑法犯により検挙された再犯者については、平成18年をピークにその後は減少傾向にありましたが、それを上回るペースで初犯者の人員も減少したため、検挙人員に占める再犯者の人員の比率（以下「再犯者率」という。）は横ばいで推移しており、令和4年は47.9%となっています。本県においても同様の傾向が見られていましたが、令和4年から再犯者数が増加に転じ、再犯者率は令和4年が49.2%、令和5年が49.8%となっています（P29 図表②）。

国では令和5年3月に「第二次再犯防止推進計画」を閣議決定し、第一次再犯防止推進計画の検証結果を踏まえ、「個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援の実現」、「就労や住居の確保のための支援のより一層の強化に加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携拠点の構築」、「国と地方公共団体との役割分担を踏まえた地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること」を基本的な方向性として取りまとめました。

犯罪をした者等の中には、就労先や住居を確保できないまま矯正施設を出所する者がおり、また、高齢・障害者、生活困窮者、薬物事犯者、非行少年などが再び罪を犯すといった実態があることから、国・地方公共団体・民間協力者等がより一層連携し、息の長い支援を実施していくことが必要です。

県においては、このような状況を踏まえ、本県における再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、県民の犯罪被害を防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に一層寄与するため、「第2次鹿児島県再犯防止推進計画」を策定します。

2 計画の位置付け

この計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に定める計画として策定します。

計画の対象者は、起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行少年若しくは非行少年であった者のうち、支援が必要な者としします。

3 計画期間

この計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

第2章 計画の基本方針

国の第二次再犯防止推進計画（令和5年3月17日閣議決定）における5つの基本方針を踏まえ、犯罪をした者等が地域社会で孤立することを防ぎ、再び社会を構成する一員となることにより、県民の犯罪被害を防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、次の重点課題に取り組みます。

- 1 国・市町村・民間団体等との連携強化
- 2 就労・住居の確保
- 3 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- 4 非行の防止と、学校及び矯正施設等と連携した修学支援の実施
- 5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

【参考】

国の第二次再犯防止推進計画に設定されている5つの基本方針

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

第3章 再犯の防止等に関する施策の指標

1 再犯防止等に関する施策の成果指標

再犯の防止等に関する施策を進める上での成果指標を次のとおり設定し、その達成に向けて取組を進め、達成状況を検証します。

<u>刑法犯検挙者中の再犯者数の減少（20％）</u>	
● 現状	959人（令和5年）
↓	
● 目標	767人（令和10年）

2 再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標

再犯の防止等に関する施策の動向を把握するため、次の数値を参考指標とします。

（1）国・市町村・民間団体等との連携強化関係

地方再犯防止推進計画を策定している県内の市町村の数（出典：県調査）
8市町（令和5年10月1日現在）

（2）就労・住居の確保関係

- ① 協力雇用主の数（出典：鹿児島保護観察所調査）
487社（令和5年4月1日現在）
- ② 実際に雇用した協力雇用主の数（出典：鹿児島保護観察所調査）
33社（令和5年4月1日現在）
- ③ 協力雇用主に雇用された刑務所出所者等の数（出典：鹿児島保護観察所調査）
62人（令和5年4月1日現在）
- ④ 鹿児島刑務所の出所者で帰住先として本県を希望している者のうち、帰住先がない者の数（出典：鹿児島刑務所調査）
2人（令和4年）
- ⑤ 鹿児島刑務所の出所者で帰住先として本県を希望している者のうち、更生保護施設や自立準備ホームにおいて、一時的に居場所を確保した者の数（出典：鹿児島保護観察所調査）
25人（令和4年）

(3) 保健医療・福祉サービスの利用の促進関係

- ① 特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数
(出典：県地域生活定着支援センター調査)
14人(令和4年度)
- ② 薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数(出典：鹿児島保護観察所調査)
14人(令和4年度)

(4) 非行の防止と、学校及び矯正施設等と連携した修学支援の実施関係

- ① 刑法犯再犯者中、少年の再犯者数(出典：県警察調査)
44人(令和5年)
- ② 矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の受験者及び合格者の数
(出典：鹿児島刑務所調査)
0人(令和4年)

(5) 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進関係

- ① 保護司の数(出典：鹿児島保護観察所調査)
844人(令和5年4月1日現在)
- ② 保護司充足率(出典：鹿児島保護観察所調査)
92.7%(令和5年4月1日現在)
- ③ 「社会を明るくする運動」参加者数(出典：鹿児島保護観察所調査)
9,901人(令和4年度)

第4章 今後取り組んでいく施策の方向性と概要

1 国・市町村・民間団体等との連携強化のための取組

(1) 国・市町村・民間団体等との連携強化

ア 現状と課題

起訴猶予等により釈放された者のうち、支援等が必要な者については、鹿児島地方検察庁が、鹿児島保護観察所や市町村の福祉サービスにつないでいきましたが、令和3年度から被疑者・被告人に対し、鹿児島地方検察庁、鹿児島保護観察所、県地域生活定着支援センター等が連携して支援を実施する新たな取組が開始されました。令和4年度、鹿児島地方検察庁刑事政策推進班が鹿児島保護観察所社会復帰対策班へ協力を求めた者は40人であり、その多くが、住居がない（ホームレス）者と無職者でした。そのうち、令和4年度中に釈放され、鹿児島保護観察所において更生緊急保護^{*1}の申出を行い、一時的住居として更生保護施設等へ入所した者は25人でした。

また、刑務所出所者について、帰住先が確保されず満期釈放となった者については、鹿児島刑務所と鹿児島保護観察所が連携し、更生緊急保護を受けられるよう取り組んできました。令和4年の鹿児島刑務所の出所者のうち、帰住先として本県を希望している者41人中、更生保護施設等に入所した者は25人で、全体の61.0%でした（P35 図表⑬⑭、P36 図表⑮）。さらには、受刑者や少年院在院者のうち、高齢又は障害を有し、かつ、帰住先のない者については、釈放後速やかに福祉サービス等を受けられることができるよう、鹿児島刑務所、鹿児島保護観察所、県地域生活定着支援センター等が連携し、特別調整^{*2}を行ってきました。令和4年度に鹿児島保護観察所等から県地域生活定着支援センターが特別調整の依頼を受けた者は14人^{*3}でした（P36 図表⑯）。

※1 更生緊急保護

懲役、禁錮又は拘留の刑の執行を終わった者等が、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後、親族からの援助を受けることができず、若しくは公共の衛生福祉に関する機関その他の機関から医療、宿泊、職業その他の保護を受けることができない場合又はこれらの援助若しくは保護のみによっては改善更生することができないと認められる場合に、緊急に、その者に対し、金品を給与し、又は貸与し、宿泊場所を供与し、宿泊場所への帰住、医療、療養、就職又は教養訓練を助け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導を行い、生活環境の改善又は調整を図ること等により、その者が進んで法律を守る善良な社会の一員となることを援護し、その速やかな改善更生を保護することをいう。

※2 特別調整

高齢又は障害を有し、かつ、適当な帰住先のない受刑者や少年院在院者に対して、釈放後速やかに福祉関係機関等による適切な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けられるようにするための特別の手続。

※3 県外の矯正施設入所者を含む。

このように、国・市町村・民間団体等との連携強化について、国においては鹿児島保護観察所を中心に、鹿児島地方検察庁や鹿児島刑務所、更生保護施設等、県地域生活定着支援センター、協力雇用主など多くの関係機関・団体等と推進してきました。特に、高齢者又は障害者については、鹿児島保護観察所が更生保護施設等や県地域生活定着支援センターと連携し、医療・福祉サービスにつないでいます。また、更生保護施設等入所後、居住支援法人の協力を得て自立生活場所を確保した者や、協力雇用主等の協力を得て、仕事を開始した者もいるなど、着実な成果が上がっています。

県においては、上記にもあるとおり県地域生活定着支援センターが、鹿児島保護観察所の依頼に基づき、矯正施設出所予定者及び出所者等に対し福祉サービスのニーズ確認等を行った上で、受入施設等のあっせん又は福祉サービスの申請支援等を行い、矯正施設出所後に社会福祉施設等を利用している者に関しては、当該施設等に対して必要な助言を行うなどの取組を行ってきました。また、関係機関・団体で構成する「鹿児島県再犯防止推進会議」において、本計画の進行管理等を行い、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

今後は保護観察や更生緊急保護の期間を終えた者等の再犯防止及び改善更生に取り組むことも重要であり、また、国の第二次計画においても「国、地方公共団体、民間協力者等の連携を一層強化していく必要がある」という課題が確認されていることから、関係機関・団体等が相互に連携した支援を一層推進していく必要があります。

イ 国の具体的施策

国の第二次再犯防止推進計画においては、国、都道府県、市区町村の役割が明記され、

- ・ 地方公共団体による再犯の防止等の推進に向けた取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の支援
- ・ 地方公共団体との連携の強化（犯罪をした者等の支援等に必要な情報の提供や再犯の防止等の推進に関する知見等の提供及び地方公共団体間の情報共有等の推進、地域のネットワークにおける取組の支援）
- ・ 更生保護に関する地域援助の推進
- ・ 更生保護地域連携拠点事業の充実等
- ・ 刑執行終了者等に対する援助の充実
- ・ 更生保護施設による訪問支援事業の拡充

などの地域による包摂を推進するための取組を実施することとされています。

ウ 県における施策の方向性と概要

① 関係機関・団体等と連携した支援の実施

- 関係機関・団体等で構成する「鹿児島県再犯防止推進会議」において、本計画の進行管理及び検証、再犯防止の推進における課題等の情報共有等を行い、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。（青少年男女共同参画課）
- 県内全域において再犯防止の取組を推進するため、市町村間の情報共有を目的とするネットワークを構築し、市町村の再犯防止推進計画の策定を促進します。（青少年男女共同参画課）
- 県地域生活定着支援センターにおいて、高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設出所予定者及び出所者等の社会復帰及び地域生活への定着を支援するため、矯正施設や保護観察所等と連携・協働し、矯正施設入所中から出所後まで一貫した相談支援を実施します。（社会福祉課）
- 犯罪被害者等が存在することを十分に認識して取り組むことが重要であるため、犯罪被害者等が必要な時に必要な場所で必要な支援を途切れなく受けられるよう、また、犯罪被害者等に対する県民の理解が深まるように「鹿児島県犯罪被害者等支援計画」に基づき、県の犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進しながら、再犯の防止等に関する施策に取り組みます。（くらし共生協働課，青少年男女共同参画課）

2 就労・住居の確保を通じた自立支援のための取組

(1) 就労の確保

ア 現状と課題

これまで、就労の確保について、鹿児島刑務所では、受刑中の者が矯正施設入所中の段階から雇用内定が得られるように、コレワーク、ハローワーク、鹿児島保護観察所、協力雇用主等と連携を図りながら取り組んできました。鹿児島保護観察所では、関係機関・団体との協議会の開催、刑務所出所者等就労奨励金の給付、身元保証制度の充実に取り組むほか、民間団体である県保護司会連合会や県就労支援事業者機構、県協力雇用主会等と連携して、協力雇用主の確保などにも努めており、さらには、農福連携等への取組を始めました。鹿児島労働局では、関係機関・団体との円滑な連携による就労支援とともに、ハローワークにおいて、担当者制による職業相談・紹介、公共職業訓練の受講あっせん、求職者支援訓練の活用等の刑務所出所者等就労支援事業の実施、刑務所内での職業講話、ビジネスマナー研修等の実施、トライアル雇用などに取り組んできました。

民間団体においては、県就労支援事業者機構が経済面から支援する二種会員と実際に雇用する三種会員の開拓を行い、ハローワーク等の関係機関や県保護司会連合会と連携した保護観察対象者等への就労支援、協力雇用主や保護観察対象者等に対する助成等、協力雇用主に対する研修及び顕彰、犯罪予防のための広報・啓発などに取り組んできました。県更生保護協会では、保護観察又は更生緊急保護対象者の経済的支援と円滑な改善更生を促進するため、就労時に必要な身元の保証を行い、県協力雇用主会は、協力雇用主の開拓、矯正施設視察研修等の協力雇用主に対する研修・活動支援、協力雇用主制度の周知、就労支援事業に協力した会員に対する顕彰などを行ってきました。また、県保護司会連合会は、「居場所」、「就労」、「繋がり」の3つの柱を中心とした居場所づくり事業である「ひまわり教室」を、県更生保護女性連盟、県BBS連盟といった関係機関・団体と連携して取り組み、更生保護施設「草牟田寮」は、入所者のハローワークや職場見学の同行支援など、就労に向けた指導・助言や支援を行ってきました。社会福祉法人等では、農福連携の取組として、犯罪をした障害者等を受け入れて、就労の場の提供を行ってきました。

県においては、犯罪をした者等を含む離転職者等に対する職業訓練の民間教育訓練機関等への委託による実施、県協力雇用主会や県就労支援事業者機構に登録している建設業者に対する建設工事入札参加資格の格付や総合評価落札方式における評価、職場や地域における生活が定着するまでの継続的支援としての心安らぐ居場所の創出などに取り組んできました。また、障害者就業・生活支援センターにおける、職場への定着が困難な障害者や就業経験のない障害者に対しての就

業上の支援や、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業や就労準備支援事業等の生活困窮者への支援体制の構築、非行少年や暴力団離脱者等に対する就労支援など、対象者の特性に応じた就労の確保に関する取組を実施してきました。

保護観察対象者等の中には早期離職する者や頻回転職する者もあり、令和4年中の本県における保護観察終了時人員210人のうち、61人(29.0%)が保護観察終了時に無職でした(P34 図表⑫)。また、令和5年4月1日現在、協力雇用主数は487社と年々増加しており、そのうち、刑務所出所者等を実際に雇用している協力雇用主は33社で62人の雇用となっていますが、協力雇用主の74.9%が建設業であり、多様な業種の登録が求められています(P33 図表⑨⑩、P34 図表⑪)。これら、保護観察対象者等の就労支援のほか、非行少年、暴力団離脱者、障害者・生活困窮者等に対する就労支援や協力雇用主の開拓・確保への支援、就労支援に係る広報の実施に引き続き取り組む必要があります。

イ 国の具体的施策

国の第二次再犯防止推進計画においては、

- 職業適性の把握と就労につながる知識・技術等の習得（職業適性の把握、刑事施設における受刑者の特性に応じた刑務作業の充実等）
- 就職に向けた相談・支援等の充実（刑務所出所者等総合的就労支援を中心とした就労支援の充実、非行少年に対する就労支援）
- 協力雇用主の開拓・確保及びその活動に対する支援の充実（多様な業種の協力雇用主の確保、協力雇用主等に対する情報提供や協力雇用主の不安・負担の軽減等）
- 就労した者の離職の防止及び離職した者の再就職支援
- 一般就労と福祉的就労の狭間にある者の就労の確保（障害者・生活困窮者等に対する就労支援の活用、農福連携に取り組む企業・団体等やソーシャルビジネスとの連携）

について取り組むこととされています。

ウ 県における施策の方向性と概要

① 保護観察対象者等に対する就労支援

- 保護観察対象者等に対して、仕事に必要な知識・技能を付与するため、民間教育訓練機関等への委託による職業訓練を実施し、就職の促進を図ります。（雇用労政課）
- 職場や地域における生活が定着するまでの継続的支援の一環として、相談や懇談など、刑期を終了した者等が心安らぐ居場所を創出します。（青少年男女共同参画課）

② 障害者・生活困窮者等に対する就労支援

- 障害者就業・生活支援センターにおいて、職場への定着が困難な障害者や就業経験のない障害者に対して就業上の支援や就業に伴う日常生活・社会生活上の支援を行っており、犯罪をした障害者等が必要な支援を受けることができるよう、県ホームページ等を通じて周知を図ります。（障害福祉課）
- 犯罪をした障害者等の農業への参画を促進するため、農業者への農福連携に係る制度の周知と理解促進、農福連携を実践・支援する人材の育成を図ります。（経営技術課、障害福祉課）
- 関係機関との連携による求人開拓や、民間企業等における短期の雇用体験の実施等により、犯罪をした障害者等の一般の企業等における就労促進を図ります。（雇用労政課）
- 生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業や就労準備支援事業など、犯罪をした者等を含む生活困窮者の支援に取り組みます。就労準備支援事業では、就労支援プログラムに基づき、生活習慣形成のための指導・訓練（日常生活自立）、就労の前段階として必要な社会的能力の習得（社会的自立）、事業所での就労体験の場の提供や、一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の習得等の支援（就労自立）の3段階による、計画的かつ一貫した支援を実施します。また、就労準備のための支援を受けても一般雇用への移行ができない者等については、対象者の状態等に応じた就労の機会（清掃、リサイクル、農作業等）の提供と併せ、個々人の就労支援プログラムに基づき、一般就労に向けた支援を実施します。（社会福祉課）
- 生活保護受給者のうち就労が可能な者に対し、ハローワークや福祉事務所等のチームで支援を行う生活保護受給者等就労自立支援事業や、福祉事務所が行う就労支援プログラムへの参加を促し、就労に向けた支援を行います。（社会福祉課）

③ 非行少年に対する就労支援

- 少年サポートセンターにおいて、就労に必要な知識等に係る助言や指導、ハローワーク等への付き添いや面接指導、雇用に協力的な雇用主との橋渡しなどを行い、非行少年の就職や就労継続に向けた支援の充実を図ります。（人身安全・少年課）
- 非行少年の立ち直りを効果的に支援するため、少年警察ボランティアや大学生少年サポーターとともに、農作物の栽培・収穫等の農業体験を通じた活動を実施し、非行少年の就労等に向けた意欲向上や情操面における教育効果にも考慮した取組を展開します。（人身安全・少年課）

④ 暴力団離脱者に対する就労支援

- 暴力団離脱者が、希望する業種に就労できるよう、県暴力追放運動推進センターと連携し、受入企業及び業種の拡大を図ります。(組織犯罪対策課)
- 暴力団離脱者社会復帰対策協議会において、県暴力追放運動推進センターや矯正施設、鹿児島保護観察所等と情報交換を行い、就労定着までの各段階において、関係機関との連携を強化します。(組織犯罪対策課)
- 県暴力追放運動推進センターと連携を図り、暴力団離脱者社会復帰対策協議会や広域連携協定の協賛企業への就労を希望する者で、十分な所持金がない者に対し、就労に必要な経費等の援助ができるよう検討を行います。(組織犯罪対策課)
- 社会復帰アドバイザーにより、暴力団離脱者に対する就労、社会復帰のための助言、指導、企業面接への同席などを行います。(組織犯罪対策課)

⑤ 協力雇用主の開拓・確保への支援

- 協力雇用主の活動の意義について、県ホームページ等による広報・啓発を行うなど、協力雇用主の確保への支援に取り組みます。(青少年男女共同参画課)
- 協力雇用主会等に登録している建設業者に対し、建設工事入札参加資格の格付や総合評価落札方式における評価を行います。(監理課)

⑥ 就労支援に係る広報の実施

- 県ホームページへの掲載や、障害福祉サービス情報公表制度に基づく障害福祉サービス等情報検索のホームページ等を通じて、就労支援事業所の情報提供を行います。(障害福祉課)

(2) 住居の確保

ア 現状と課題

これまで、住居の確保について、国においては鹿児島保護観察所が、受刑者等の釈放後の生活環境の調整の充実強化、更生保護施設の受入れ機能の強化や自立準備ホームの確保など、矯正施設出所後の帰住先の確保に向けた取組を進めてきました。また、更生保護施設や自立準備ホームを退所した後の地域における生活基盤の確保のため、居住支援法人との連携方策についても検討を進めてきました。その結果、保護観察対象者に限らず、帰住先がない起訴猶予者や満期釈放者等の更生緊急保護対象者を更生保護施設「草牟田寮」や自立準備ホームが受入れ、一時的な住居の確保につながってきました。

民間団体において、更生保護施設「草牟田寮」では、宿泊場所や食事の提供とともに、臨床心理士による社会生活適応訓練の実施のほか、法律や健康に関する無料相談会などを開催し、入所者の円滑な社会復帰を手助けしてきました。さらには、退所後に安定した生活を送れるよう、電話、往訪、通所によるフォローアップなどの取組も実施してきました。また、更生保護施設や自立準備ホームでは、就労が難しい高齢・障害者に対して、県地域生活定着支援センターをはじめ、関係自治体等との連携を図り、福祉施設への入所、生活保護の申請などの支援や居住支援法人の協力を得ながら住居確保に取り組んできました。

県においては、犯罪をした者等を含む生活困窮者のうち、離職等により住居を失った又は失うおそれの高い者に対し、安定的に就職活動を行うことができるよう、一定期間、家賃相当額を支給するとともに、住居を喪失した者に対しては、一定期間、宿泊場所や衣食の提供等を行う体制を構築してきました。また、保護観察対象者等を含む住宅の確保に配慮を要する方の入居を拒まない住宅の登録を促進するため、要配慮者向けの相談窓口の設置や、賃貸人への普及・啓発などの取組を行ってきました。

その結果、令和4年中の鹿児島刑務所の出所者のうち、帰住先として本県を希望している者は41人で、そのほとんどが住居を確保できていましたが、2人(4.9%)は帰住先を確保できていませんでした(P35 図表⑭)。また、更生保護施設や自立準備ホームにおいて、一時的に居場所を確保した者は25人(61.0%)(P36 図表⑮)であり、依然として、満期釈放者のうちの一部の者が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していることや、出所後、更生保護施設等に入所できても、その後の地域における定住先の確保が円滑に進まない場合があるなどの課題もあるため、犯罪をした者等の一時的な居場所の確保等への支援や地域社会における定住先の確保に引き続き取り組む必要があります。

イ 国の具体的施策

国の第二次再犯防止推進計画においては、

- 矯正施設在所中の生活環境の調整の充実（受刑者等の親族等に対する支援等）
- 更生保護施設等の機能の充実・一時的な居場所の確保（更生保護施設の整備及び受入れ・処遇機能の充実，自立準備ホームの確保と活用等）
- 地域社会における定住先の確保（居住支援法人との連携の強化，公営住宅への入居における特別な配慮等）

について取り組むこととされています。

ウ 県における施策の方向性と概要

① 犯罪をした者等の一時的な居場所の確保等への支援

- 離職等により住宅を失った又はそのおそれの高い犯罪をした者等を含む生活困窮者に対し，住居確保給付金を支給します。（社会福祉課）
- 住居を持たない犯罪をした者等を含む生活困窮者に対し，一定期間，宿泊場所や衣食の提供を行います。（社会福祉課）

② 地域社会における定住先の確保

- 県居住支援協議会と連携して，保護観察対象者等であることを承知して住居を提供する者に対する国の継続的支援^{※4}が受けられることを周知するなど，犯罪をした者等のうち，住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第2条第1項に該当する者に対して，入居を拒まない住宅の登録促進及び普及啓発に取り組みます。（住宅政策室）
- 法務省から情報提供される予定の継続的支援の枠組みについて，市町村へも周知するとともに，法務省による継続的支援が受けられることを踏まえ，優先入居について検討を行い，市町村に対して，保護観察対象者等の公営住宅への入居を困難としている要件の緩和及び優先入居について助言を行います。（住宅政策室）
- 保護観察対象者等の住居の確保のため，居住支援法人や不動産事業者等との連携を強化し，住居提供者に対する不安軽減に向けた取組を行うとともに，見守りなど要配慮者への生活支援を行う居住支援法人との更なる連携の方策の検討を行います。（住宅政策室）

※4 住居を提供する者に対する国の継続的支援

法務省は，保護観察対象者等であることを承知して住居を提供する者に対し，住居の提供に伴う不安や負担を細かに把握した上で，身元保証制度の活用を含めた必要な助言等を行うとともに，個人情報等の適切な取扱いに十分配慮しつつ，保護観察対象者等についての必要な個人情報を提供し，併せて，保護観察対象者等に対し必要な指導等を行うなど，継続的支援を実施する。

3 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組

(1) 高齢者又は障害者等への支援

ア 現状と課題

これまで、高齢者又は障害者等への支援について、国においては、必要とされる福祉的支援が行き届いていないことを背景として再犯に及ぶ者がいることを踏まえ、矯正施設在所中の段階から、高齢者又は障害のある者等に対して福祉的支援についての理解の促進や動機付けを図ってきました。さらに、これらの受刑者等が矯正施設出所後に必要な福祉サービス等を受けられるよう、鹿児島刑務所、鹿児島保護観察所、更生保護施設等、県地域生活定着支援センター及びその他の保健医療・福祉関係機関が連携して特別調整等を実施してきました。また、令和3年度から、高齢又は障害により福祉的支援を必要とする被疑者・被告人に対し、鹿児島地方検察庁、鹿児島保護観察所、県地域生活定着支援センター等が連携して支援を実施する新たな取組を開始しました。

民間団体においては、更生保護施設や自立準備ホームが、高齢・障害者を一時的に受け入れ、更生保護施設等のスタッフのうち、精神保健福祉士などの有資格者を中心に保健医療・福祉サービス等へつなぐ取組を行ってきました。その中には、県地域生活定着支援センターと連携を図ってつながった者もいます。県社会福祉協議会では、認知症の高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な方々が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用手続の支援等を行ってきました。また、各市町村社会福祉協議会と連携し、高齢者・障害者世帯等に対し、経済的自立と生活意欲の助長促進、並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるよう、生活福祉資金の貸付などの取組を実施してきました。

県においては、社会福祉法に基づき、市町村における地域福祉の推進を支援するため、県地域福祉支援計画を策定し、再犯防止推進計画ほか関連計画との調和・連携を図ってきました。また、障害者の自立を促進するため、職場への定着が困難な障害者や就業経験のない障害者に対し、就業に伴う日常生活・社会生活上の支援等を行ってきました。さらに、県工賃向上計画に基づき、就労支援事業所の工賃水準の向上を図るため、障害者就労施設等が提供する物品・サービス等の情報について購入者に提供する体制の整備や障害者就労施設の農業分野への参入等の支援を行ってきました。県地域生活定着支援センターでは、高齢又は障害を有するために福祉的な援助を必要とする矯正施設出所予定者及び出所者等について、出所後直ちに福祉サービス等につながるよう、鹿児島保護観察所と協働し

て矯正施設入所中から準備を進めるなど、国と連携した社会復帰を支援し、能力に応じて地域の中で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、社会福祉施設等の受入れの斡旋や福祉サービスの申請等の支援を行ってきました。県発達障害者支援センターにおいては、関係機関などからの依頼に基づき、困難事例についての事例検討を行うなど、支援者の理解と技術の向上などを図ってきました。

令和4年中の鹿児島刑務所における受刑者295人のうち、65歳以上の高齢者は40人（13.6%）で、身体障害者、療育及び精神障害者保健福祉手帳を所持している者は39人（13.2%）と一定数いる中で、福祉的支援が必要であるにも関わらず、本人が希望しないことを理由に支援が実施できない場合があり、また、伴走者の存在が重要であることなども踏まえ、引き続き、関係機関等との連携強化、相談支援体制の整備、高齢者・障害者・生活困窮者等への支援及び支援に係る広報の充実に取り組む必要があります。

イ 国の具体的施策

国の第二次再犯防止推進計画においては、

- ・ 関係機関における福祉的支援の実施体制等の充実（刑事司法関係機関におけるアセスメント機能等の強化、矯正施設、保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化等）
 - ・ 保健医療・福祉サービスの利用に関する地方公共団体等との連携の強化（保健医療・福祉サービスの利用に向けた手続の円滑化、社会福祉施設等の協力の促進）
 - ・ 被疑者等への支援を含む効果的な入口支援の実施
 - ・ 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための研修・体制の整備
- について取り組むこととされています。

ウ 県における施策の方向性と概要

① 関係機関等との連携強化

- ・ 県地域福祉支援計画において、矯正施設等の出所者に対する地域福祉の視点を踏まえた再犯防止対策を推進する方針を示し、再犯防止に係る施策を盛り込んだ各市町村の地域福祉計画の策定を支援します。（社会福祉課）
- ・ 福祉的な支援を必要とする高齢又は障害のある矯正施設出所予定者及び出所者等の地域への定着を図るため、県地域生活定着支援センターにおいて、必要な福祉サービスの提供や関係機関との調整を行います。（社会福祉課）
- ・ 新聞販売所団体等との協定に基づく高齢者等の見守りの仕組みづくりに取り組むとともに、地域における見守り等の取組を促進するため、高齢者への声かけ、相談見守り等への支援や効果的な先進事例の情報提供等を行います。（高齢者生き生き推進課、社会福祉課）

- 県の自立支援協議会の支援等により、行政・医療・福祉等の障害福祉関係者で構成される地域の自立支援協議会の活性化に努めます。(障害福祉課)
- 県発達障害者支援センターにおいては、矯正施設や保護観察所等で行われる研修に関して、発達障害に関する講演・講話を行うなど、必要に応じて協力を行います。また、関係機関などからの依頼に基づき、困難事例についての事例検討を行うなど、支援者の理解と技術の向上などを図るとともに、関係機関相互の連携強化に努めます。(障害福祉課)

② 相談支援体制の整備

- 市町村が複合化・複雑化した課題や制度と制度の狭間の問題を抱える世帯に対する多機関・多分野協働による包括的相談支援体制を構築するため、相談支援包括化推進員養成講座を開催し、市町村において必要となる人材(相談支援包括化推進員)の養成を支援します。(社会福祉課)
- 高齢者の相談について、ワンストップの相談窓口である市町村の地域包括支援センターの職員の資質向上に努めます。(高齢者生き生き推進課)
- 総合的な相談業務や地域生活への移行に係る支援などを行う障害者基幹相談支援センターの市町村における設置を促進します。(障害福祉課)
- 障害者の人権擁護を目的に、常設の相談窓口(障害者110番)を設置し、障害者等の相談等に対応します。(障害者支援室)

③ 高齢者への支援の充実

- 高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、関係機関や地域住民等による共生・協働の仕組みの中で、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが包括的、持続的に提供される社会の実現に努めます。(高齢者生き生き推進課)
- 高齢者については、家庭裁判所や弁護士会等と連携を図りながら、市民後見人の人材育成や市町村における成年後見制度の相談窓口となる中核機関の設置に係る支援など、成年後見制度の利用促進に取り組みます。(高齢者生き生き推進課、社会福祉課)

④ 障害者への支援の充実

- 障害や難病などの疾病により、健常者に比べより多くの支援が必要な方々が、健康づくりから介護まで保健・医療・福祉のサービスを適切に受けることのできる社会の実現に努めます。(保健医療福祉課)
- 就労支援事業所を利用するすべての障害者の工賃向上を図ることにより、犯罪をした者等の工賃向上に取り組みます。(障害福祉課)
- 医療や地域での生活支援が必要な精神障害者について、その方の状況に応じ、関係機関と連携を取りながら支援します。(障害福祉課)

- ・ 障害者個々の心身の状況やサービス利用の意向、家族の状況や意向等を踏まえたサービス等利用計画案の作成等、適切なサービスの支給に向けた市町村の取組を促進します。(障害福祉課)
- ⑤ 生活困窮者等への支援の充実
- ・ 生活困窮者自立支援制度に基づく包括的支援体制を県下に広げ、就労や家計管理、子どもの学習支援等の支援を行い、生活困窮者の自立を促進します。(社会福祉課)
 - ・ 生活保護受給者については、ケースワーカーによる訪問調査において生活状況を把握し、日常生活の支援や金銭管理の助言に努めます。また、必要に応じて関係機関と連携し、介護・障害福祉サービスや、県社会福祉協議会の金銭管理等の活用を助言します。さらに、鹿児島地方検察庁のアドバイザー等との連携を図り、再犯防止のための援助に努めます。(社会福祉課)
 - ・ 児童相談所においては、家庭で子どもを育てられない、子育てに不安があるといった家庭の問題に対し、必要な助言・指導を行います。(子ども家庭課)
 - ・ 県女性相談支援センターにおいては、日常生活を送る上で困難な問題を抱える女性からの電話や来所による相談に対応します。(子ども家庭課)
 - ・ 県男女共同参画センターにおいては、家庭やパートナー、仕事、生き方のことなど、性別に起因する生きづらさを感じている方への相談に対応します。(男女共同参画室)
 - ・ ストーカー加害者は、被害者に対する執着心が非常に強く、警告等を受けてもストーカー行為を繰り返す傾向が見られ、その中には、精神疾患やその疑いがあり治療を希望する者もいることから、それらの者に対し、医療機関と連携し、精神医学的な治療等により改善を推進します。(人身安全・少年課)
 - ・ 子どもを対象とする暴力的性犯罪者については、出所者であることが周囲の人に知られないよう十分配慮しながら所在確認を実施するとともに、必要に応じて、対象者の同意を得た上で面談を行い、再犯防止に向けた助言・指導などの支援を行います。(生活安全企画課)
- ⑥ 高齢・障害者等への支援に係る広報の充実
- ・ 高齢・障害者が必要な支援を受けられるよう、市町村の地域包括支援センターや障害者就業・生活支援センターについて、県ホームページ等により周知を図ります。(高齢者生き生き推進課、障害福祉課)
 - ・ 就労支援事業所の情報について、県ホームページや障害福祉サービス情報公表制度に基づく障害福祉サービス等情報検索のホームページ等により、就労支援事業所に係る周知を図ります。(障害福祉課)

(2) 薬物依存の問題を抱える者への支援

ア 現状と課題

これまで、薬物依存の問題を抱える者への支援等について、国においては、鹿児島保護観察所が、家族会（引受人会）や薬物再乱用防止プログラムを県精神保健福祉センターや民間の薬物依存症リハビリ施設等の協力を得ながら実施するとともに、関係機関の連携を図るため地域支援連絡協議会等を開催してきました。また、薬物依存からの回復のため、治療等を望む刑務所出所者等に対し、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の受診等の調整支援を行ってきました。鹿児島刑務所では、入所者に対し、薬物依存離脱指導に係る教育を行ってきました。鹿児島少年鑑別所では、薬物依存の傾向を有する在所者に対し、薬物使用に関する調査を行い、調査結果に基づいた処遇方針の策定及び保護観察所や少年院等の処遇機関への情報の引継を実施してきました。

民間団体においては、例えば、一般社団法人癒しの郷鹿児島おいどんDARCが、鹿児島刑務所における体験談の講話や学校等へ保健講話の講師を派遣するとともに、薬物依存の問題を抱える者やその家族等からの電話、来所、メールによる薬物・アルコール・ギャンブル依存症に関する無料相談や薬物依存の問題を抱える者へのリハビリ支援等を行ってきました。

県においては、保健所が、薬物依存の問題を抱える者やその家族等に対し、面接相談や家庭訪問指導により、治療機関の紹介や治療継続のための支援、社会復帰のための助言等を行ってきました。県精神保健福祉センターでは、薬物関連問題全般に関する相談や薬物依存の問題を抱える者等の家族を対象とした家族教室を開催するとともに、同センターのホームページにおいて、薬物依存症の治療が可能な医療機関等の紹介をしてきました。また、鹿児島保護観察所が主催する再犯防止の推進に関連する連絡会や家族会（引受人会）、薬物再乱用防止プログラム等に参加し、関係機関との連携や地域支援体制の構築、関係機関への技術支援等を行ってきました。

令和5年4月1日現在の鹿児島刑務所における受刑者295人のうち、薬物事犯者は116人（39.3%）を占めています（P37 図表⑦）。また、県内で令和4年中に覚醒剤取締法違反で検挙された者22人のうち、同一罪種で検挙された者（再犯者）は14人（63.6%）、令和5年中に同法違反で検挙された者13人のうち、同一罪種で検挙された者（再犯者）は6人（46.2%）と、同一罪種で検挙された者の割合が高くなっています（P37 図表⑧）。さらに、県内で令和4年中に大麻取締法違反で検挙された者33人のうち、20歳未満の少年は4人（12.1%）、令和5年中に同法違反で検挙された者38人のうち、20歳未満の少年は7人（18.4%）で、少年の占める割合が高くなっています。薬物依存の問題を抱える者の回復過程においては、その他の精神疾患に陥る場合があることなどから、引き続き、関係機関との連携強化や相談支援体制の充実、薬物依存の問題を抱える者とその家族に対する支援、薬物依存の問題を抱える者への支援等に関する広報・啓発活動の実施、薬物依存症治療を行う地域医療の充実、薬物依存の問題への支援者の育成に取り組む必要があります。

イ 国の具体的施策

国の第二次再犯防止推進計画においては、

- ・ 薬物乱用を未然に防止するための広報・啓発活動の充実
- ・ 刑事司法関係機関等における効果的な指導の実施等（再犯リスクを踏まえた効果的な指導等の実施，増加する大麻事犯に対応した処遇等の充実等）
- ・ 治療・支援等を提供する保健医療機関等の充実及び円滑な利用の促進（自助グループ等の民間団体と共同した支援の強化，薬物依存症に関する知見を有する福祉専門職や心理専門職等の育成等）
- ・ 薬物事犯者の再犯防止施策の効果検証及び効果的な方策について検討・実施することとされています。

ウ 県における施策の方向性と概要

- ① 薬物依存の問題に対応する関係機関との連携強化
 - ・ 鹿児島保護観察所が開催する地域支援連絡協議会や家族会（引受人会）等に参加し，関係機関との連携強化を図ります。（障害福祉課，薬務課）
- ② 薬物依存の問題に関する相談支援体制の充実
 - ・ 鹿児島保護観察所との連携を強化し，薬物依存の問題を抱える者や家族等が相談しやすい体制づくりに努めます。（障害福祉課，薬務課）
 - ・ 薬物依存の問題を抱える者及び家族に対し，相談員による対応の他，専門医による依存症専門相談及び薬物関連問題相談を実施します。（障害福祉課，薬務課）
 - ・ 保健所等の薬物関連問題相談窓口において，薬物依存の問題を抱える者及び家族への相談支援を行います。（薬務課）
- ③ 薬物依存の問題を抱える者とその家族に対する支援
 - ・ 薬物依存の問題を抱える者等の家族を対象とした「依存症家族教室」を開催し，テキストを用いた心理教育プログラムにより，家族を支援します。（障害福祉課）
 - ・ 鹿児島保護観察所の家族会（引受人会）に参加している薬物依存の問題を抱える者等の家族への支援として，県精神保健福祉センターで実施している薬物相談や家族教室への参加勧奨等を行います。（障害福祉課）
- ④ 薬物依存の問題を抱える者への支援に関する広報・啓発活動の実施
 - ・ 関係機関との連携を強化し，県精神保健福祉センターが相談窓口の拠点であることの周知を図ります。（障害福祉課）

- 県ホームページにおいて、薬物依存症の治療が可能な医療機関の診療体制の情報を掲載します。(障害福祉課)
 - 依存症対策総合支援事業において、一般県民、特に、薬物依存の問題を抱える者の親族等に対する意識・知識の向上を目的とした普及啓発活動を行います。(障害福祉課)
- ⑤ 薬物依存症治療を行う地域医療の充実
- 地域で依存症の治療を提供する医療機関との連携体制の充実を図り、薬物依存の問題を抱える者に対する適切な対応を促進します。(障害福祉課)
- ⑥ 薬物依存の問題への支援者の育成
- 薬物関連問題相談員及び薬物乱用防止指導員を対象に、薬物依存に関する知識の習得や相談業務の技術の向上を図ることを目的とした再乱用防止講習会を開催します。(薬務課)

4 非行の防止と、学校及び矯正施設等と連携した修学支援の実施のための取組

(1) 非行の防止と、学校及び矯正施設等と連携した修学支援の実施

ア 現状と課題

これまで、非行の防止と、学校及び矯正施設等と連携した修学支援等について、国においては、鹿児島少年鑑別所が、関係機関からの相談や依頼に応じた面接や知能検査などの個別相談、研修及び講演等の再犯防止に係る地域援助活動や、法務省矯正局が作成した「修学支援ハンドブック」を希望する在所者に配布することによる高校進学や復学等に関する理解の促進、学習意欲の喚起等に努めてきました。

民間団体においては、例えば、奄美青少年支援センター「ゆずり葉の郷」が、非行少年に対する相談支援活動や就労及び修学支援を実施するとともに、自立準備ホーム等の物的居場所の確保や「人間ユーマ塾」の創設による心の居場所づくりの実施など、少年の非行防止の取組を行ってきました。

県においては、かごしま子ども・若者総合相談センターでの非行少年を含む社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者や保護者等への相談支援や県精神保健福祉センターでの、思春期相談における犯罪をした少年やその家族等に対する精神医学的観点からの相談支援を実施してきました。かごしま教育ホットラインでは、悩みを抱える児童・生徒や保護者等への相談支援等の相談体制の充実に取り組んできました。県警察では、学校との連携の下、低年齢少年を対象として、警察官が授業支援者として担任教諭とチームを組み、それぞれの専門性を活かしながら、児童・生徒を指導する非行防止教室を開催し、少年の規範意識の向上を図ってきました。また、少年サポートセンターが、少年や保護者等からの非行防止等に関する相談の解決を図るため、少年相談員による相談支援、少年相談電話（ヤングテレホン）やメール相談（ヤングメール）などにより、相談者の立場に立った指導・助言を実施してきました。さらに、過去に非行少年として取扱いがあり、周囲の環境や自身に問題を抱え、再び非行に走りかねない可能性がある少年を対象として、保護者の同意に基づいた継続的な指導・助言のほか、社会奉仕体験活動、スポーツ活動等への参加を促すなど、立ち直り支援を推進してきました。

その結果、県内における令和4年中の刑法犯再犯者中、少年の再犯者数は39人と前年より3人減少しましたが、令和5年中における少年の再犯者数は44人に増加しており、非行が修学からの離脱を助長し、又は復学を妨げる要因となっているとの指摘もあることなどから、引き続き、関係機関との連携、相談体制の充実、非行少年に対する支援、学校における適切な指導等の実施に取り組む必要があります。

イ 国の具体的施策

国の第二次再犯防止推進計画においては、

- ・ 児童生徒の非行の未然防止等（学校における適切な指導等の実施，地域における非行の未然防止等のための支援）
 - ・ 非行等による学校教育の中断の防止等（学校等と保護観察所が連携した支援等，矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実等）
 - ・ 学校や地域社会において再び学ぶための支援（学校や地域社会における修学支援，矯正施設・保護観察所職員と学校関係者の相互理解の促進等）
- について取り組むこととされています。

ウ 県における施策の方向性と概要

① 関係機関との連携

- ・ 県警察等の関係機関と学校が連携し，児童・生徒の状況や連携事例等について情報共有を行い，現状と今後の方針等について共通理解を図ります。（義務教育課，高校教育課）

② 相談体制の充実

- ・ 悩みを抱える児童・生徒や保護者等が，夜間・休日を含めて24時間いつでも電話相談できる「かごしま教育ホットライン24」や身近なSNSからチャット形式で悩みを相談員に話したり，いじめ等の目撃情報などを学校へ連絡したりすることができる「かごしま子供SNS相談・通報窓口」の活用を進め，問題等の早期対応の充実を図ります。（義務教育課，高校教育課）
- ・ 「スクールカウンセラー配置事業」，「スクールソーシャルワーカー活用事業」，「生徒指導アドバイザー派遣事業」により，相談支援の充実を図ります。（義務教育課，高校教育課）
- ・ かがしま子ども・若者総合相談センター（ひきこもり地域支援センター）において，非行少年や保護者等からの相談に応じるとともに，県精神保健福祉センターにおいては，思春期相談等を行います。（青少年男女共同参画課，障害福祉課）

③ 非行の防止と立ち直り支援

- ・ 少年犯罪に対する厳正かつ適正な捜査を推進するとともに，学校や少年警察ボランティア等の関係機関・団体と連携しながら，少年の規範意識の向上を目的とした非行・薬物乱用防止教室の開催，不良行為少年や行方不明者を早期に発見し，指導保護するための街頭補導，少年に関する相談受理とそれに基づく指導・助言，スクールサポーターによる活動などを積極的に推進し，少年の非行防止に努めます。（人身安全・少年課）

- 過去に非行少年として取扱いがあり、周囲の環境や自身に問題を抱え、再び非行に走りかねない可能性があるとして認められる少年を対象として、保護者の同意が得られた場合は、少年に対する継続的な指導・助言のほか、少年を取り巻く絆を強化するための社会奉仕体験、スポーツ活動等への参加を促すなどの立ち直り支援活動を推進し、再犯防止に努めます。(人身安全・少年課)

④ 学校における適切な指導等の実施

- 地区別高等学校等生徒指導連絡協議会を開催し、生徒指導上の諸課題及び対応等に係る共通理解や協議、実践発表や学校、県教育委員会、各教育事務所及び警察等との情報共有を図ります。(高校教育課)
- 「いじめ問題を考える週間」を設定し、いじめアンケートやいじめ問題等を主題とした道徳やホームルーム活動を実施します。(義務教育課、高校教育課)
- ネットモラルやいじめ問題について、児童生徒が被害者及び加害者とならないよう、「弁護士による法教育授業」等を実施します。(義務教育課・高校教育課)
- 退学した生徒に対し、その後の再就学や就労等に係る情報提供を行います。(高校教育課)
- 非行の未然防止のため、貧困問題や児童・生徒への虐待等について、各学校、教育委員会、市町村、児童相談所等と連携を図ります。(義務教育課、高校教育課)
- 小・中・高校での薬物乱用防止教室の開催に努めるよう指導するとともに、教職員、保護者を対象とした講習会を開催します。(保健体育課)

5 民間協力者の活動の促進，広報・啓発活動の推進のための取組

(1) 民間協力者の活動の促進

ア 現状と課題

これまで，民間協力者の活動の促進について，国においては，鹿児島保護観察所が，地域における保護司の活動拠点である更生保護サポートセンターの拡充や民間ボランティアの確保に取り組んできました。

民間団体においては，県保護司会連合会が，犯罪をした者等の改善及び更生を助ける活動とともに，鹿児島保護観察所との共催により，「社会を明るくする運動」等の活動に取り組んできました。草牟田寮は，宿泊場所や食事の提供とともに，就職指導や社会適応のために必要な生活指導を行うなどして，犯罪をした者等の円滑な社会復帰を手助けしてきました。県更生保護協会は，会員及び保護司等に対する広報・啓発活動とともに，更生保護事業を実施する関係団体への助成等を行ってきました。県更生保護女性連盟は，広報誌の発行などの広報活動や矯正施設への慰問，更生保護施設での炊事奉仕活動，出所者等への生活用品確保に向けた各市町村リサイクルセンターへの会員登録の充実などの取組を行ってきました。県BBS（Big Brothers and Sisters）連盟は，鹿児島保護観察所等と連携し，保護観察対象者との交流活動を行ってきました。県就労支援事業者機構及び県協力雇用主会は，鹿児島保護観察所等と連携し，協力雇用主の確保等を行ってきました。

県においては，保護司の研修会等で，薬物関連問題に関する事業の紹介や情報提供，支援方法等についての講話を行ってきました。また，民間協力者の活動を促進するため，更生保護事業功労者に対する顕彰を行ってきました。県警察では少年警察ボランティア等に対する研修への協力を行うなど，少年警察ボランティア等への支援に取り組むなどしてきました。

令和5年4月1日現在，県内の保護司数は844人で，充足率は92.7%と全国平均（89.4%）と比べて高い割合となっています（P39 図表②）。また，協力雇用主数（P33 図表⑨），県BBS連盟の会員数（P40 図表③），自立準備ホーム数（P40 図表④）は，ここ数年増加しています。これに対し，県更生保護女性連盟の会員数（P40 図表⑤）は減少しており，また，「社会を明るくする運動」の参加者数（P40 図表⑥）は，新型コロナウイルス感染症拡大によるイベント中止の影響等を受け，減少傾向にあります。

民間協力者は，再犯防止の推進に係る“息の長い”支援を行う上で重要な存在であり，引き続き，民間協力者の活動に対する支援や活動に関する広報の充実に取り組む必要があります。

イ 国の具体的施策

国の第二次再犯防止推進計画においては、

- ・ 持続可能な保護司制度の確立とそのための保護司に対する支援（保護司活動のデジタル化及びその基盤整備の推進，保護司適任者に係る情報収集及び保護司活動を体験する機会等の提供等）
- ・ 民間協力者（保護司を除く）の活動の促進（民間ボランティアの活動に対する支援の充実，民間協力者との連携強化，民間協力者の確保及びその活動に関する広報の充実等）

について取り組むこととされています。

ウ 県における施策の方向性と概要

① 民間協力者の活動に対する支援

- ・ 民間協力者の研修会等において、薬物関連問題に関する情報提供を行うなど、民間協力者の活動を支援していきます。（薬務課）
- ・ 少年警察ボランティアの活動を促進するため、関係団体等が実施する少年警察ボランティア等に対する研修への協力を行うなど、少年警察ボランティア等の活動への支援の充実を図ります。（人身安全・少年課）

② 民間協力者の活動に関する広報の充実

- ・ 保護司の人材確保を支援するため、県ホームページ等での広報や意識啓発のためのフォーラム等での周知，国や市町村と連携した保護司適任者への呼び掛け等の取組を行います。（青少年男女共同参画課）
- ・ 県民の再犯防止等への気運を醸成するため、県保護司会連合会，県更生保護女性連盟，県BBS連盟，少年警察ボランティアや大学生少年サポーター等の活動に関する広報の充実を図ります。（青少年男女共同参画課，人身安全・少年課）

③ 民間協力者の活動に対する顕彰の実施

- ・ 更生保護制度の重要性を広く社会に周知するとともに，同制度の更なる充実・発展を図り，民間協力者の活動を促進するため，県更生保護功労者顕彰式において，更生保護事業功労者へ知事感謝状の贈呈を行います。（青少年男女共同参画課）

(2) 広報・啓発活動の推進

ア 現状と課題

これまで、国においては、鹿児島保護観察所が「社会を明るくする運動」を推進し、鹿児島刑務所では矯正展を開催してきました。また、鹿児島少年鑑別所が、施設見学会の開催や法教育授業（いわゆる出前授業）を行ってきました。

民間団体においては、県更生保護協会が、機関誌の発行等による広報活動を行ってきました。県更生保護女性連盟は、「社会を明るくする運動」強調月間中の児童・生徒への学用品等の贈呈や、広報誌の発行、地域との意見交換の場としてのミニ集会の開催等に取り組んできました。

県においては、県民の再犯防止についての関心や理解を深め、地域や事業所などにおける意識の向上を図ることを目的としたフォーラム等の開催や再犯防止啓発月間・「社会を明るくする運動」強調月間と同時期に行う「郷土（ふるさと）に学び・育む青少年運動」の夏の強調月間における、青少年の非行防止等に関する広報・啓発、人権啓発パンフレットでの犯罪被害者や刑を終えて出所した人等の人権啓発も推進してきました。

また、令和4年度においては、県内15の保護区すべてにおいて、「社会を明るくする運動」に関する街頭啓発活動等の行事を実施しています。

再犯の防止等に関する施策は、県民にとって必ずしも身近ではないため、県民の関心と理解が十分に深まっているとは言えないことや、犯罪をした者等に対する偏見が存在すること、また、犯罪をした者等が孤立することなく、再び社会を構成する一員として立ち直るには、県民の理解や協力が必要であることなどを踏まえ、引き続き、広報・啓発事業等に取り組んでいく必要があります。

イ 国の具体的施策

国の第二次再犯防止推進計画においては、

- ・ 再犯防止啓発月間や「社会を明るくする運動」強調月間を中心とした、犯罪をした者等の再犯の防止等についての関心と理解を深めるための事業の推進
- ・ 検察庁、矯正施設、保護観察所等の関係機関における再犯の防止等に関する施策やその効果についての積極的な情報発信
- ・ 再犯の防止等に資する基礎的な教育として、法や司法制度及びこれらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育の推進に取り組むこととされています。

ウ 県における施策の方向性と概要

① 広報・啓発事業等の実施

- 県民の再犯防止についての関心や理解を深め、地域や事業所などにおける意識の向上を図るため、意識啓発のためのフォーラム等の開催を行います。
(青少年男女共同参画課)
- 7月の再犯防止啓発月間・社会を明るくする運動強調月間と同時期に行う県主催の「郷土（ふるさと）に学び・育む青少年運動」の夏の強調月間において、青少年の非行防止等に関する広報・啓発を図ります。(青少年男女共同参画課)
- 関係機関・団体等と連携し、県ホームページや広報誌等により、支援機関・団体に関する広報や再犯防止等の啓発を図ります。(青少年男女共同参画課、人権同和対策課)

第5章 計画の推進体制と進行管理

関係機関・団体等で構成する「鹿児島県再犯防止推進会議」において、本計画の進行管理及び検証等を行います。

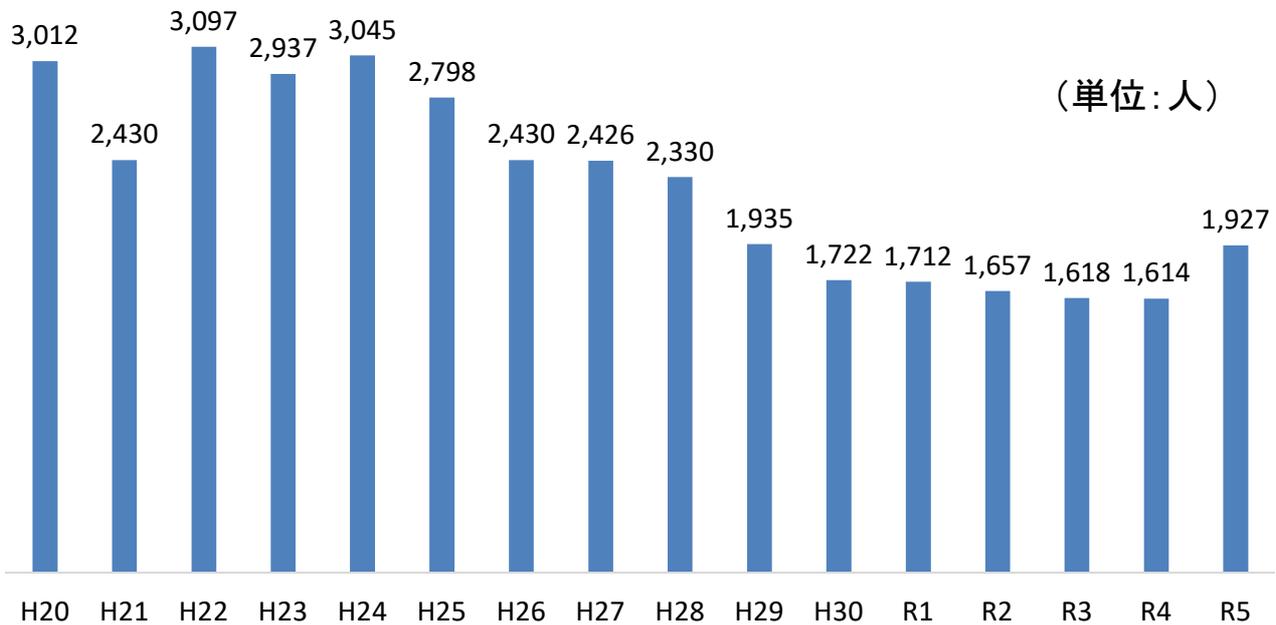
また、本計画については、社会情勢の変化や国の政策の展開状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

資料編

【目次】

1	本県における再犯等の現状	
(1)	基礎データ	
・	刑法犯における検挙者数の推移	29
・	再犯者率の推移	29
・	再犯者の年齢構成	30
・	刑法犯罪種別再犯者の状況	30
・	保護観察対象者数の推移	31
(2)	国・市町村・民間団体等との連携強化のための取組関連	
・	地方再犯防止推進計画を策定している県内の市町村の数	31
(3)	就労・住居の確保を通じた自立支援のための取組関連	
・	刑法犯検挙者における就労の状況	32
・	帰住先として鹿児島県を希望する者の内訳（就労先関係）	32
・	協力雇用主数の推移等	33
・	協力雇用主の業種別内訳	33
・	保護観察終了時に無職である者の数及びその割合	34
・	出所者の帰住先希望	35
・	帰住先として鹿児島県を希望する者の内訳（帰住先関係）	35
・	更生保護施設や自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数	36
(4)	保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組関連	
・	県地域生活定着支援センターが特別調整依頼を受けた者の数	36
・	受刑者数と薬物事犯者の推移	37
・	覚醒剤取締法違反における再犯者の割合	37
・	薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数	38
(5)	非行の防止と、学校及び矯正施設等と連携した修学支援の実施のための取組関連	
・	入所受刑者の教育程度	38
・	矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の受験者数及び合格科目数	39
(6)	民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組関連	
・	保護司の充足率	39
・	民間協力者数の推移（1）	40
・	民間協力者数の推移（2）	40
2	再犯の防止等の推進に関する法律	41
3	国の第二次再犯防止推進計画（概要）	47

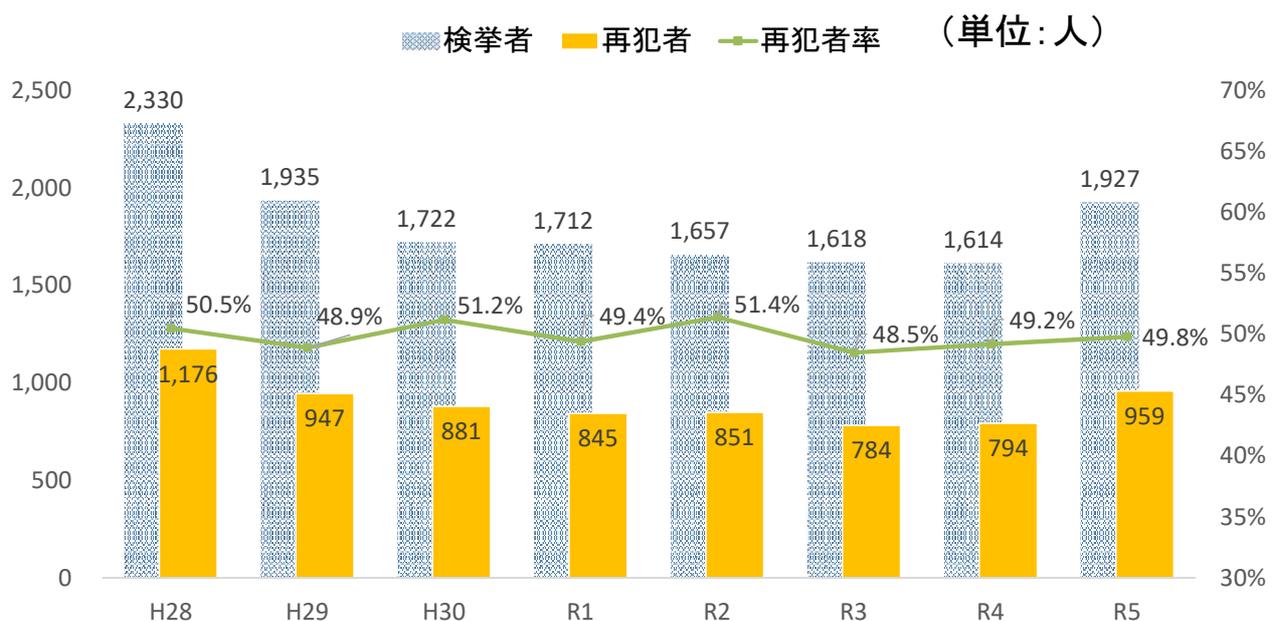
① 刑法犯における検挙者数の推移



■ 令和4年まで検挙者数は減少傾向にあったが、令和5年は増加している。

(出典:鹿児島県警察本部調査, 法務省集計データ)

② 再犯者率の推移(少年を含む)

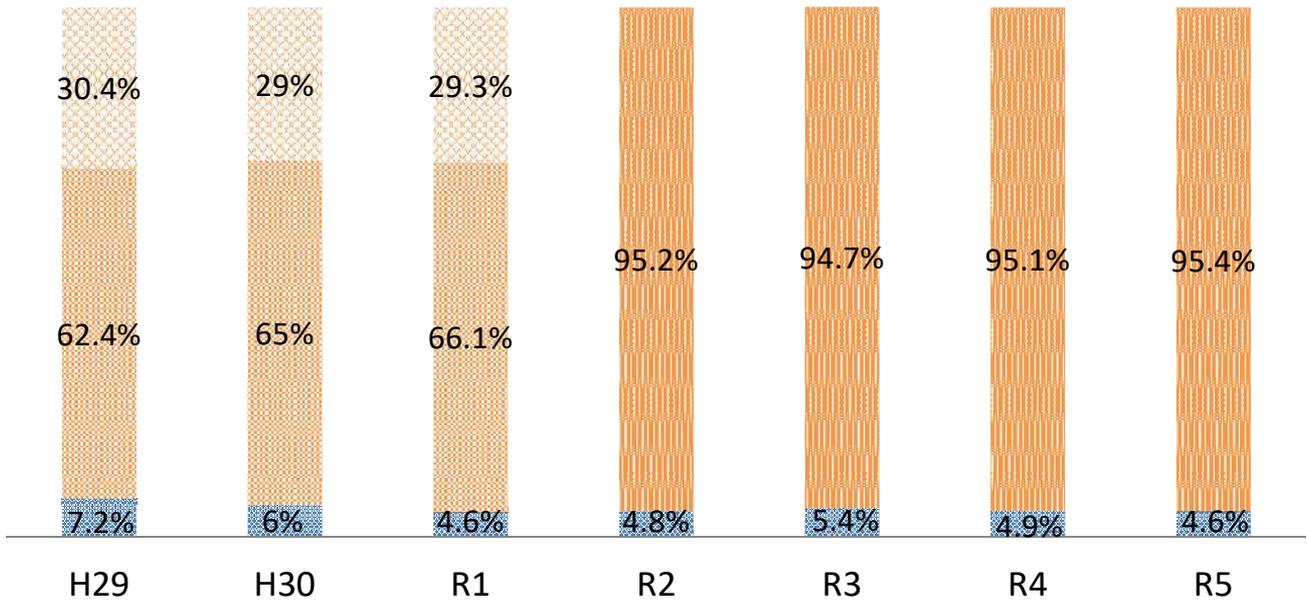


■ 再犯者数は令和3年まで減少傾向にあったものの、令和4年から増加に転じており、再犯者率は横ばいである。

(出典:鹿児島県警察本部調査, 少年白書, 法務省集計データより)

③ 再犯者の年齢構成

■ 少年(14～19歳) ■ 成人(20～64歳) ■ 高齢者(65歳以上) ■ 成人・高齢者(20歳～)



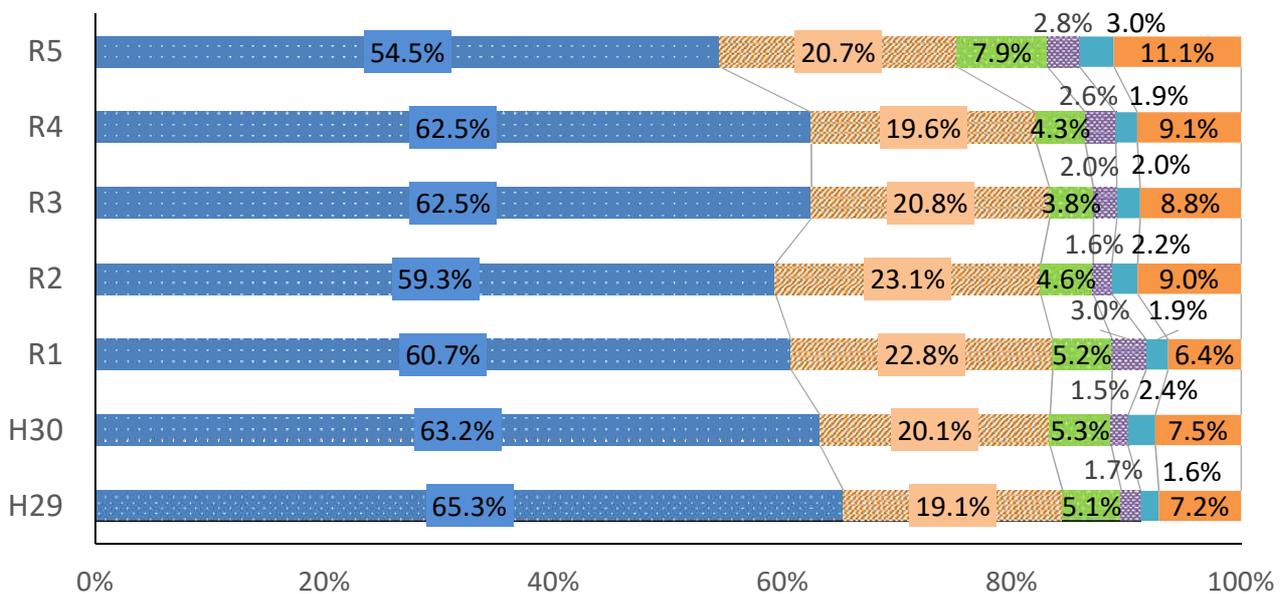
■ 再犯者のうち、高齢者と成人の割合が高く、ほぼ横ばいである。

(出典：鹿児島県警察本部データを基に鹿児島県作成)

※ 令和2年度以降、成人・高齢者別の統計は法務省・警察庁の取り決めにより公表されていない。

④ 刑法犯 罪種別再犯者の状況

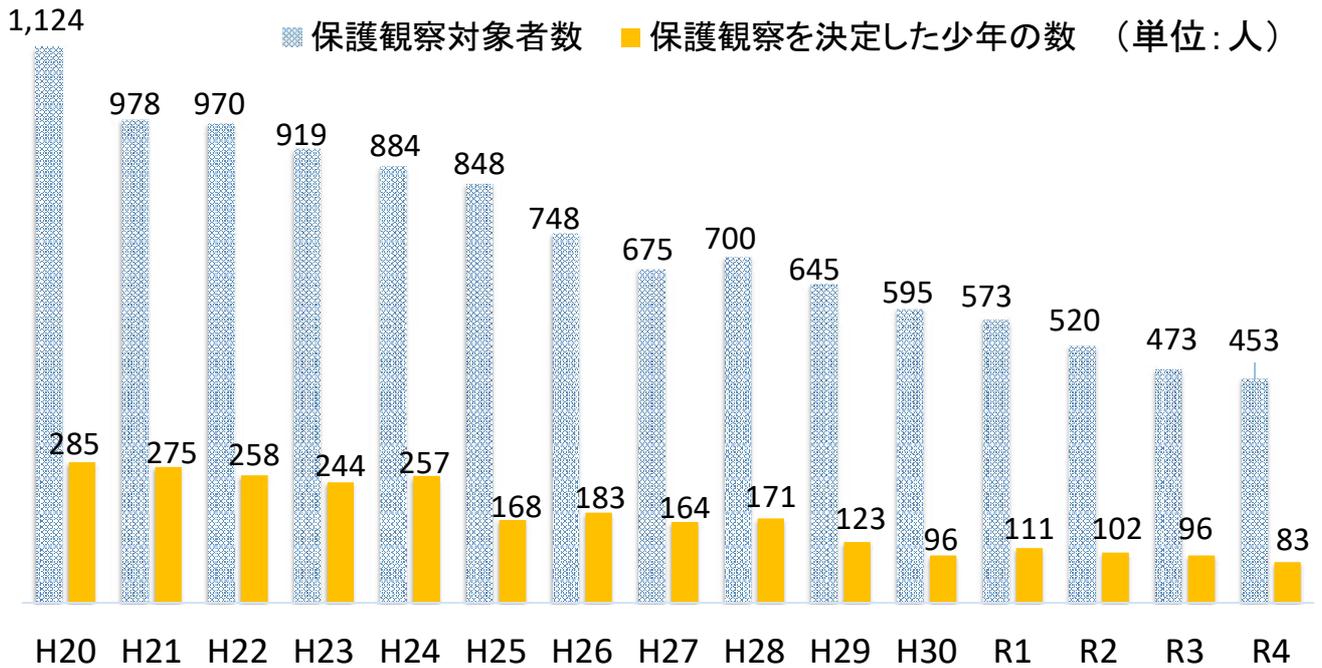
■ 窃盗犯 ■ 粗暴犯 ■ 知能犯 ■ 風俗犯 ■ 凶悪犯 ■ その他



■ 窃盗犯が全体の約6割、粗暴犯が全体の約2割で、窃盗犯と粗暴犯で全体の約8割を占めている。

(出典：鹿児島県警察本部調査)

⑤ 保護観察対象者数の推移

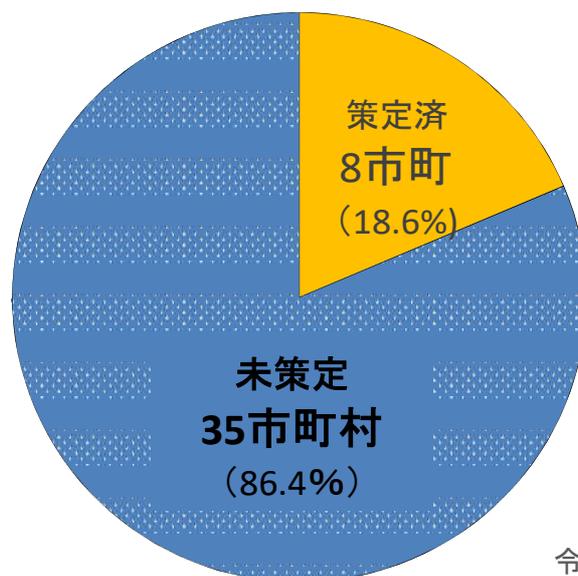


■ 保護観察対象者数, 保護観察を決定した少年の数ともに減少傾向にある。

(出典: 鹿児島保護観察所調査)

国・市町村・民間団体等との連携強化のための取組関連

⑥ 地方再犯防止推進計画を策定している県内の市町村の数

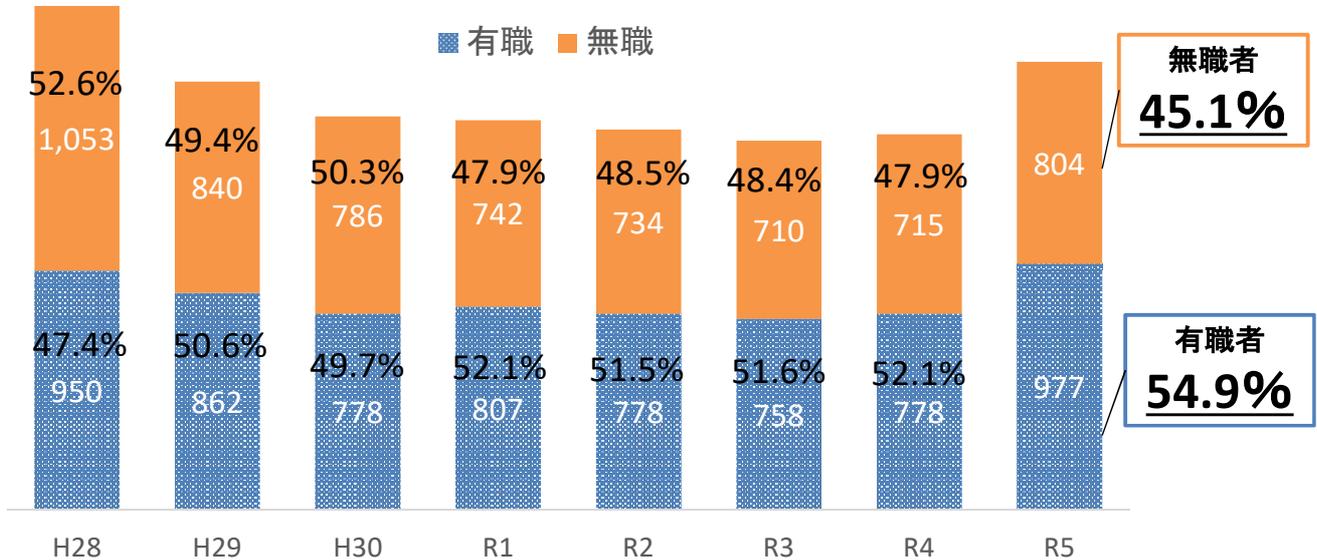


令和5年10月1日現在

■ 地方再犯防止推進計画を策定している市町村の数は8市町にとどまっている。

⑦ 刑法犯検挙者における就労の状況(少年を除く)

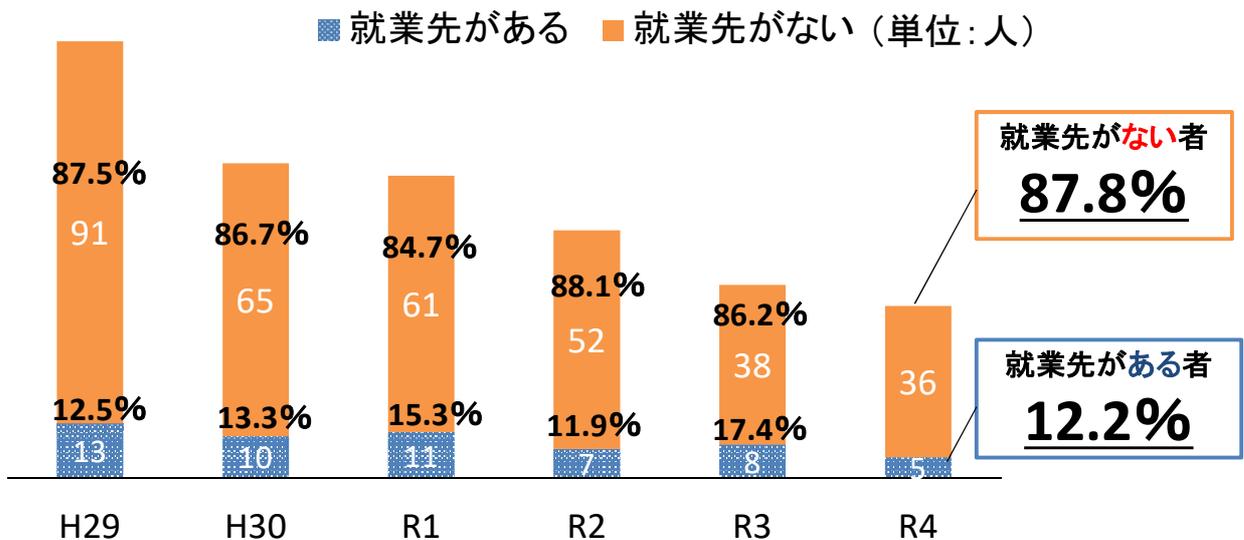
犯行時の有職者・無職者の割合(単位:人)



■ 刑法犯検挙者の約半数が無職である。

(出典: 鹿児島県警察本部データを基に鹿児島県作成)

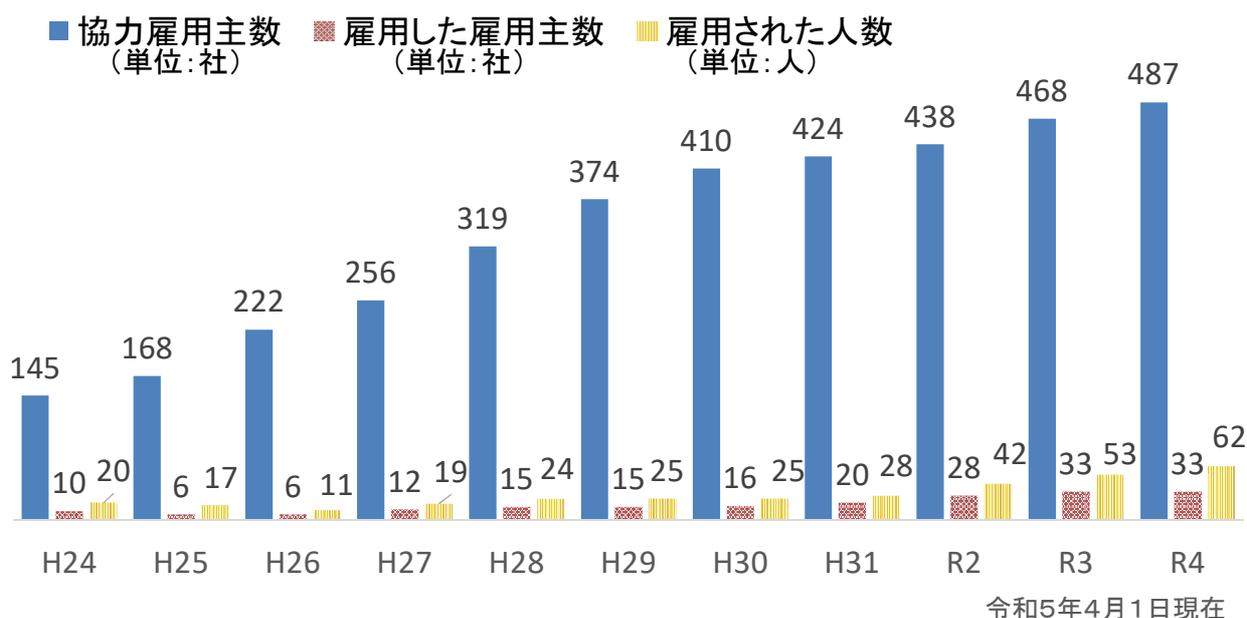
⑧ 帰宅先として鹿児島県を希望する者の内訳(就労先関係)



■ 帰宅先として鹿児島県を希望する者のうち、就業先を確保できている者は少ない。

(出典: 鹿児島県刑務所調査)

⑨ 協力雇用主数の推移等



■ 協力雇用主数, 実際に雇用した雇用主数, 雇用された人の数は, いずれも年々増加してきている。

(出典: 鹿児島保護観察所調査)

⑩ 協力雇用主の業種別内訳

業種(単位: 社)

令和5年4月1日現在

	建設業	農林漁業	製造業	その他 サービス業	医療福祉業	電気・ガ ス・水道工 事業	卸小売業	飲食業	運送業	その他
H29	235	17	15	12	10	7	8	5	5	5
H30	277	18	17	16	12	8	8	8	5	5
R1	301	21	19	16	13	11	8	10	6	5
R2	316	20	19	17	15	11	8	8	7	5
R3	348	18	19	17	24	16	8	7	8	3
R4	365	19	19	17	23	16	8	8	8	4

業種割合(単位: %)

	建設業	農林漁業	製造業	その他 サービス業	医療福祉業	電気・ガ ス・水道工 事業	卸小売業	飲食業	運送業	その他
H29	73.7%	5.3%	4.7%	3.8%	3.1%	2.2%	2.5%	1.6%	1.6%	1.6%
H30	74.1%	4.8%	4.5%	4.3%	3.2%	2.1%	2.1%	2.1%	1.3%	1.3%
R1	73.4%	5.1%	4.6%	3.9%	3.2%	2.7%	2.0%	2.4%	1.5%	1.2%
R2	74.2%	4.7%	4.5%	4.0%	3.5%	2.6%	1.9%	1.9%	1.6%	1.2%
R3	74.4%	3.8%	4.1%	3.6%	5.1%	3.4%	1.7%	1.5%	1.7%	0.6%
R4	74.9%	3.9%	3.9%	3.5%	4.7%	3.3%	1.6%	1.6%	1.6%	0.8%

■ 協力雇用主の業種は, 建設業が7割以上を占めている。

(出典: 鹿児島保護観察所調査)

⑪ 協力雇用主の業種別内訳

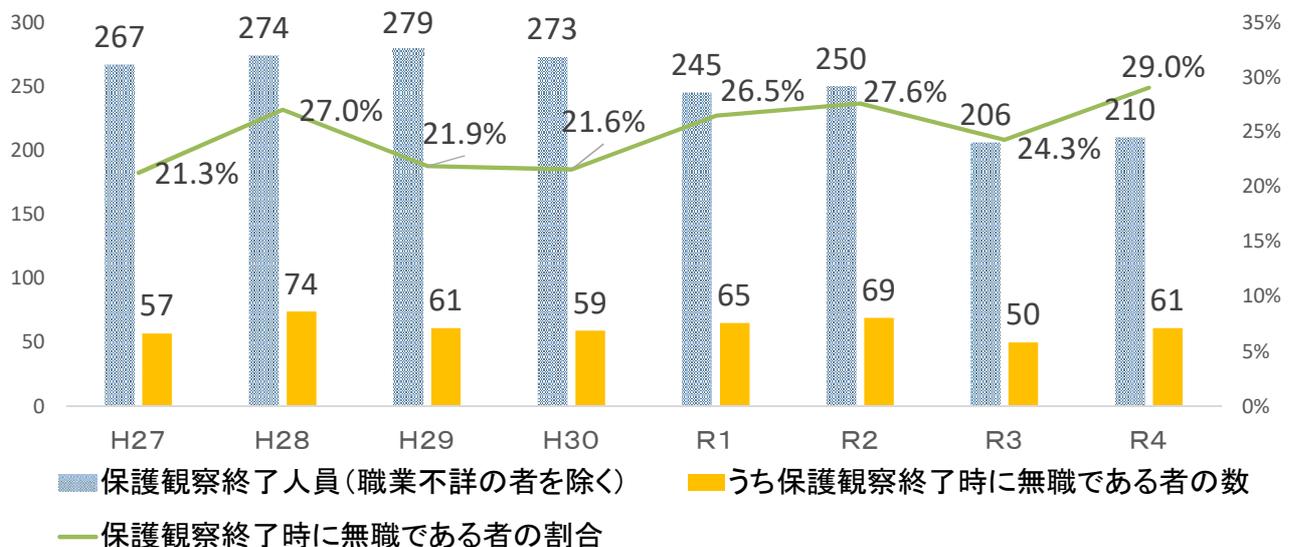
令和5年4月1日現在

	建設業	農林漁業	製造業	その他サービス業	医療福祉業	電気・ガス・水道工事	卸小売業	飲食業	運送業	その他	合計
雇用主数	365社	19社	19社	17社	23社	16社	8社	8社	8社	4社	487社
うち実際に雇用した協力雇用主	21社	2社	0社	2社	5社	1社	0社	2社	2社	0社	33社
雇用された刑務所出所者等の数	43人	2人	0人	7人	7人	1人	0人	2人	0人	0人	62人

(出典: 鹿児島保護観察所調査)

⑫ 保護観察終了時に無職である者の数及びその割合

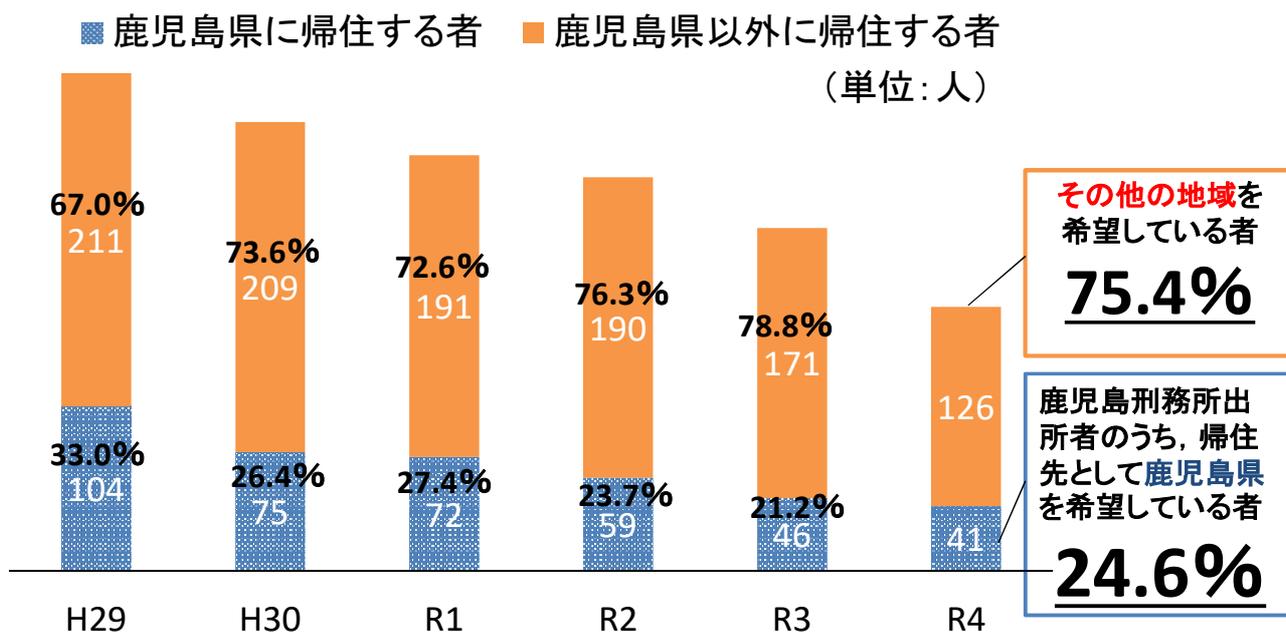
(単位: 人)



■ 保護観察終了時に無職である者の数が、約2割から3割ほどいる。

(法務省矯正局提供データを基に鹿児島県作成)

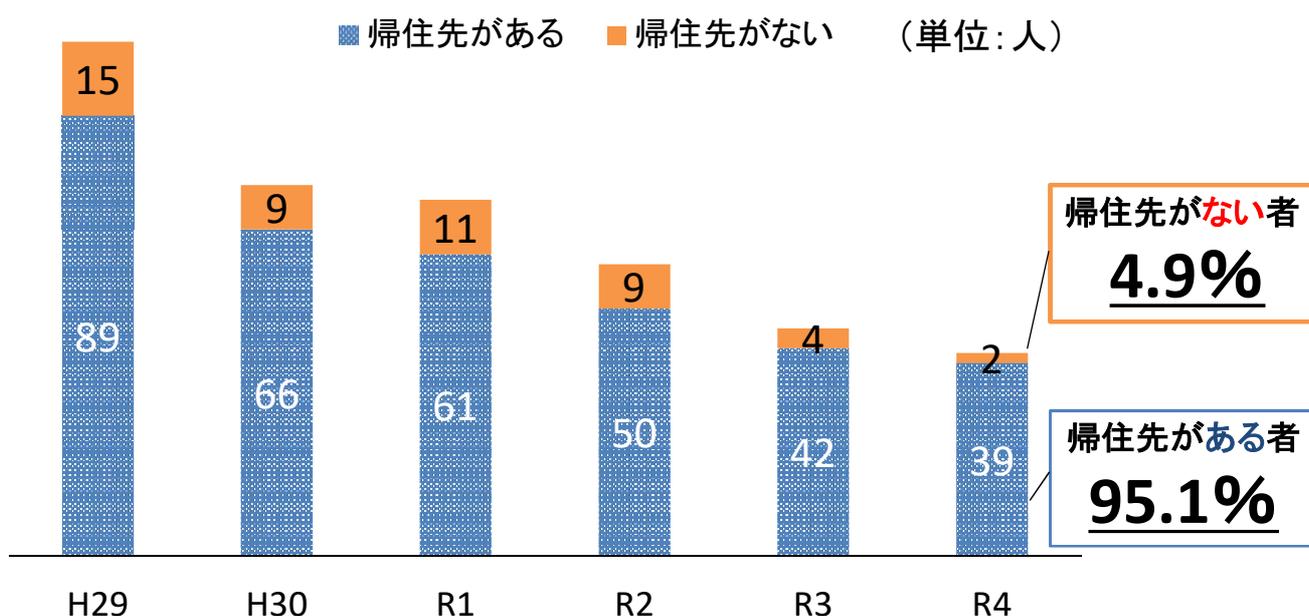
⑬ 出所者の帰住先希望



■ 鹿児島県刑務所においては、帰住先として県外を希望する出所者が多いが、約2割から3割は帰住先として鹿児島県を希望している。

(出典: 鹿児島県刑務所調査)

⑭ 帰住先として鹿児島県を希望する者の内訳(帰住先関係)

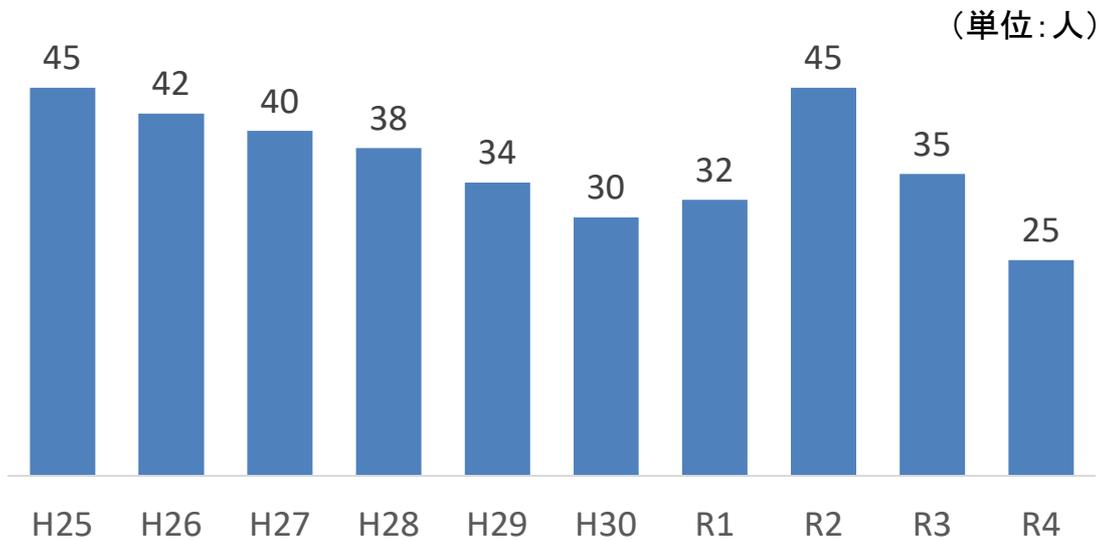


■ 帰住先として鹿児島県を希望する者のうち、帰住先を確保できていない者は大きく減少してきている。

(出典: 鹿児島県刑務所調査)

⑮ 更生保護施設や自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数

(鹿児島刑務所出所者のうち帰住先として本県を希望した者)

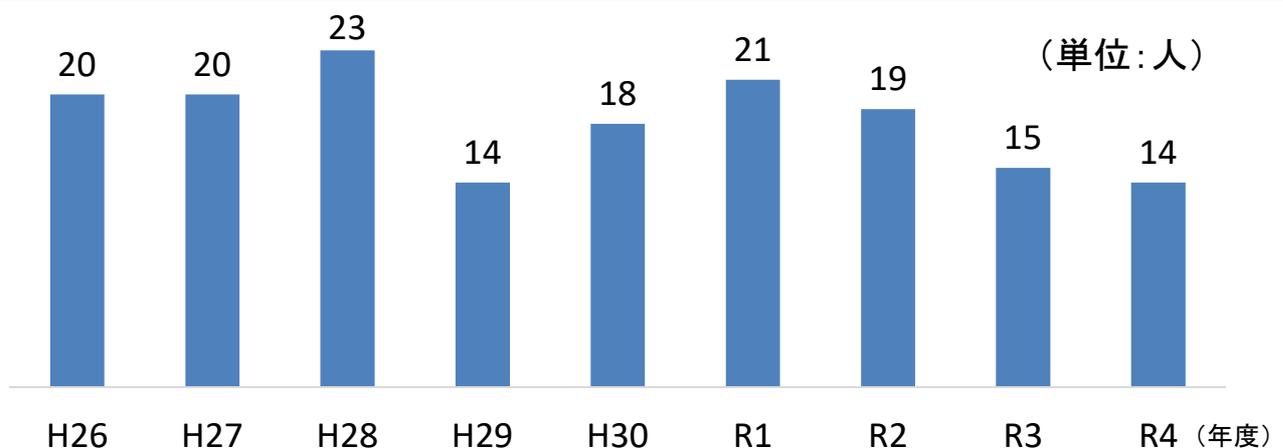


■ 鹿児島刑務所出所者のうち、更生保護施設等への入所者数は30人前後いる。

(出典:鹿児島保護観察所調査)

保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組関連

⑯ 県地域生活定着支援センターが特別調整依頼を受けた者の数 (県外の矯正施設入所者を含む)

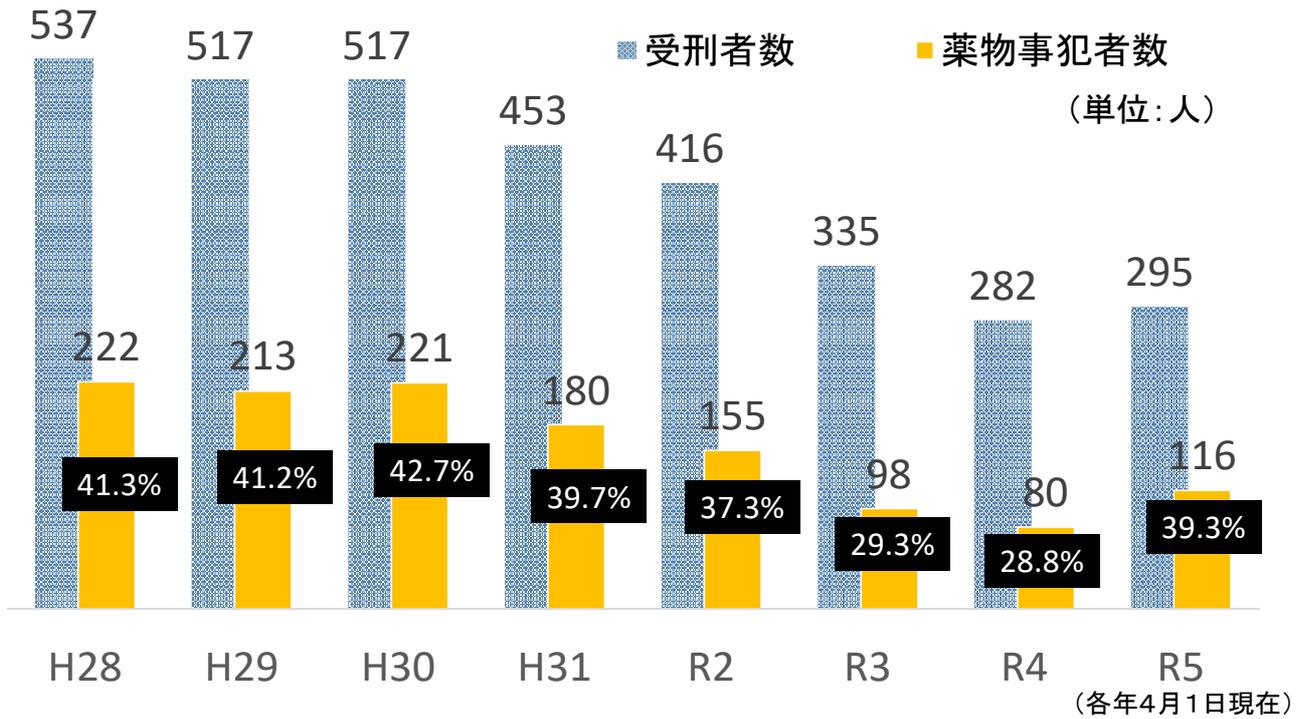


※ 特別調整とは、生活環境調整のうち、高齢(おおむね65歳以上)であり、又は障害を有する入所者等であって、かつ、適当な帰住予定地が確保されない者を対象として、特別の手続きに基づき帰住予定地の確保その他必要な生活環境の整備を行うものをいう。

■ 特別調整依頼を受けた者の数は、毎年20人前後である。

(出典:鹿児島県地域生活定着支援センター調査)

⑰ 受刑者数と薬物事犯者の推移(鹿児島刑務所)

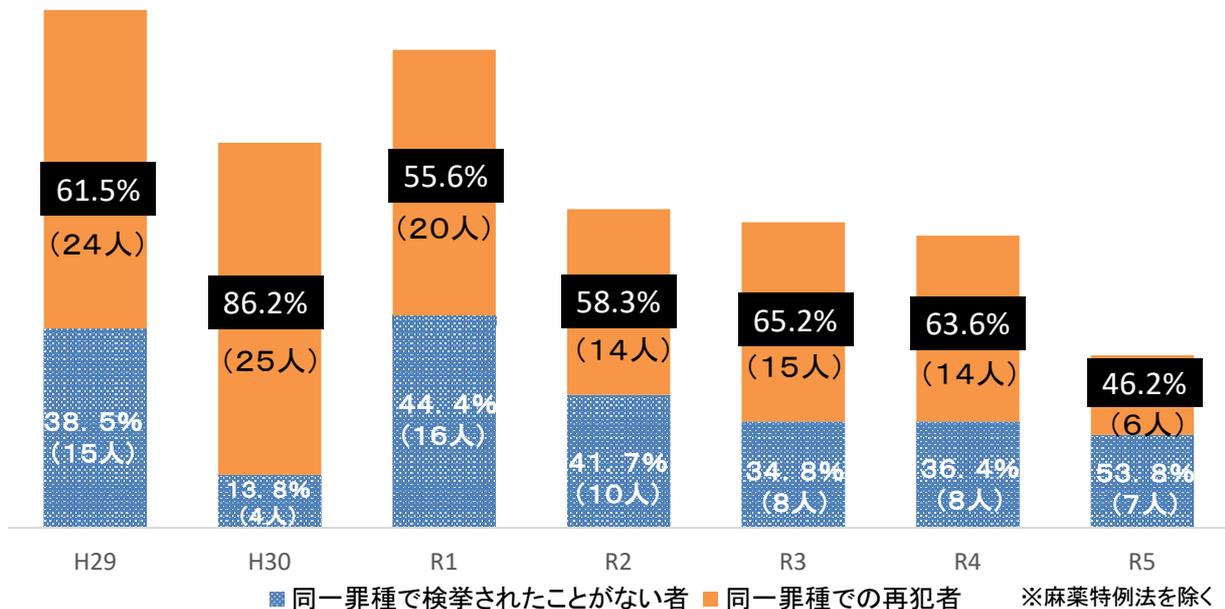


■ 受刑者に占める薬物事犯者の割合は約4割である。

(出典:鹿児島刑務所調査)

⑱ 覚醒剤取締法違反における再犯者の割合

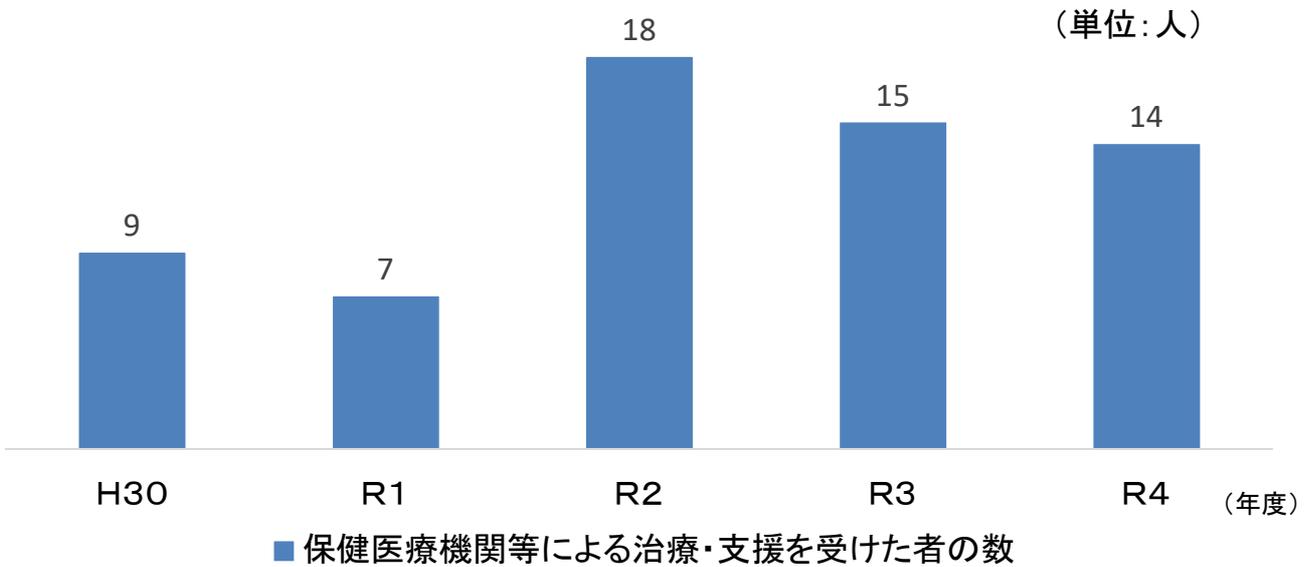
覚醒剤取締法違反者のうち、同一罪種検挙者の割合



■ 覚醒剤取締法違反で検挙された者のうち、4割以上が同一罪種での再犯者である。

(出典:鹿児島県警察本部調査)

⑱ 薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数

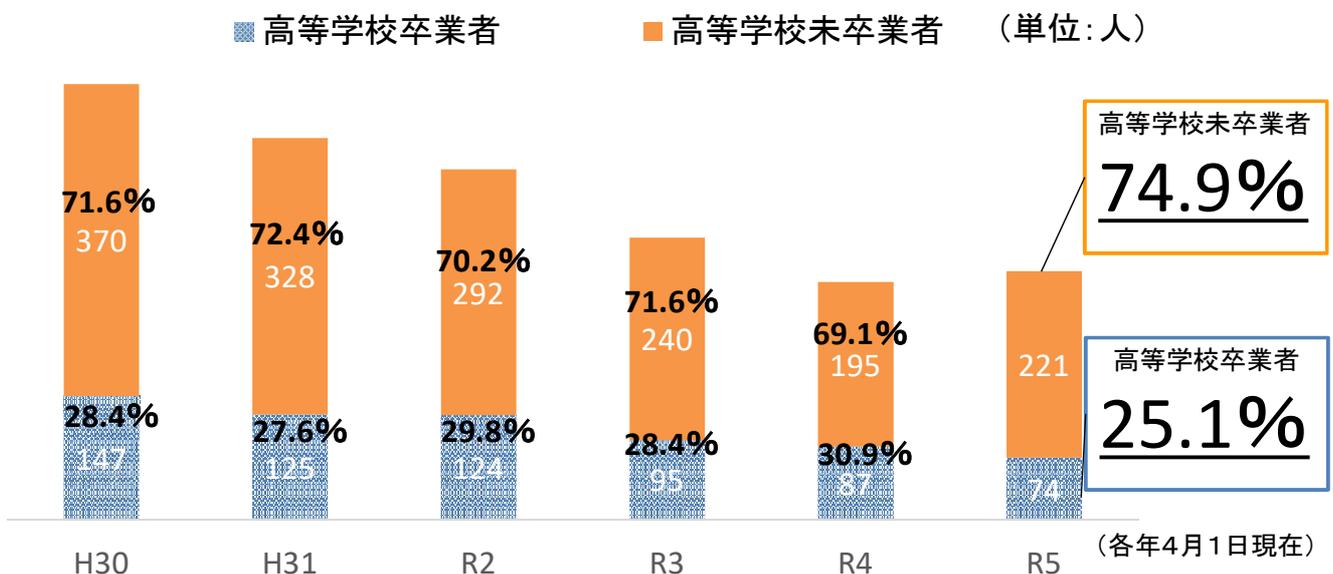


■ 薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者は、令和2年に大きく増加してから、毎年10人以上いる。

(出典:鹿児島保護観察所調査)

非行の防止と、学校及び矯正施設等と連携した修学支援の実施のための取組関連

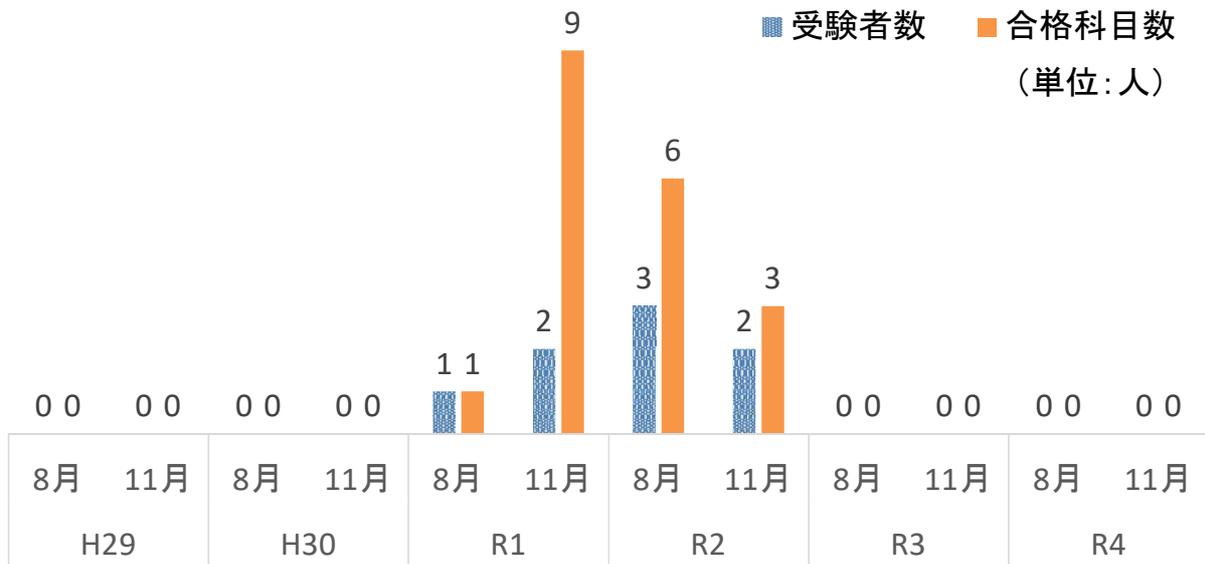
⑳ 入所受刑者の教育程度



■ 入所受刑者の約7割が高等学校未卒業者である。

(出典:鹿児島刑務所調査)

⑳ 矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の受験者数及び合格科目数

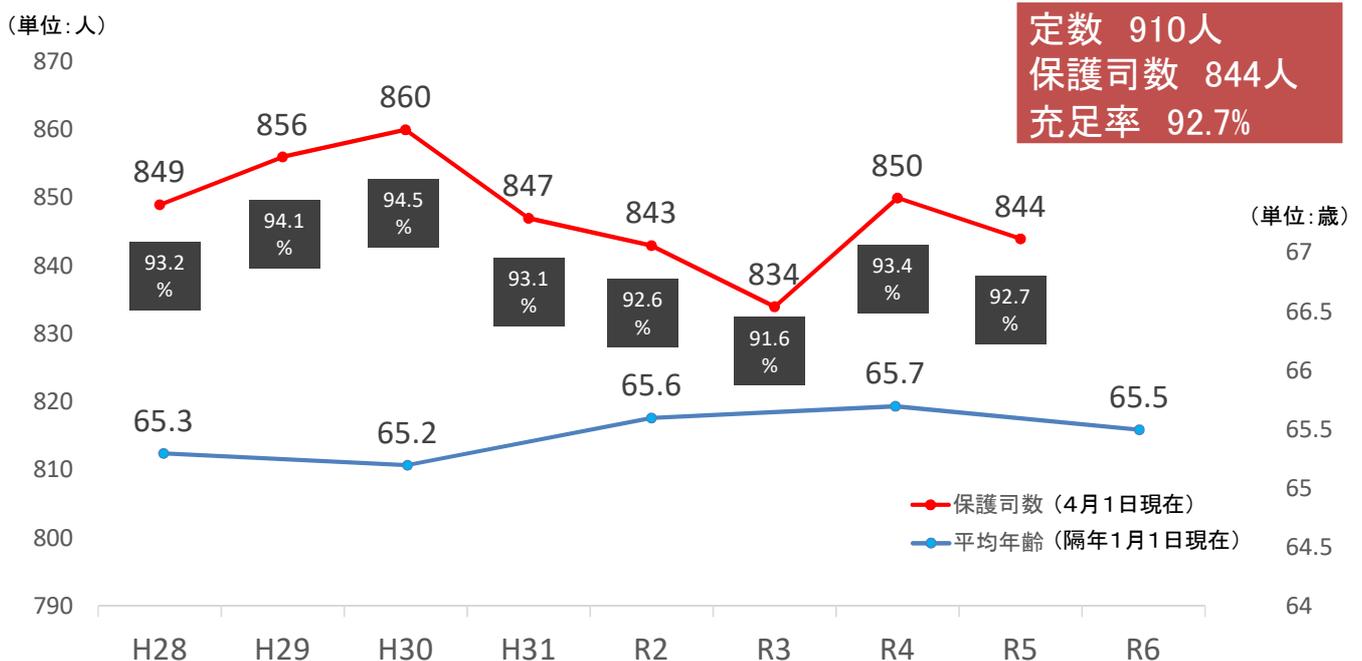


■ 受験を希望する者は少ない。令和2年は8月に3人、11月に2人の受験があり、8月に6科目、11月に3科目合格している。

(出典：鹿児島県刑務所調査)

民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進のための取組関連

㉒ 保護司の充足率



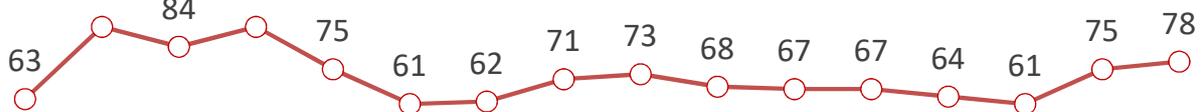
■ 保護司の定数を満たしていない状況が続いている。

(出典：鹿児島保護観察所調査)

⑳ 民間協力者数の推移(1)



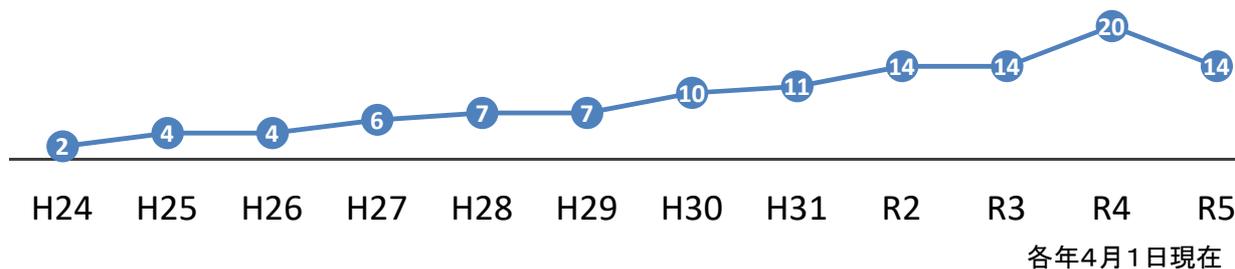
H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 H31 R2 R3 R4 R5
県BBS連盟会員数(人) (各年1月1日現在)



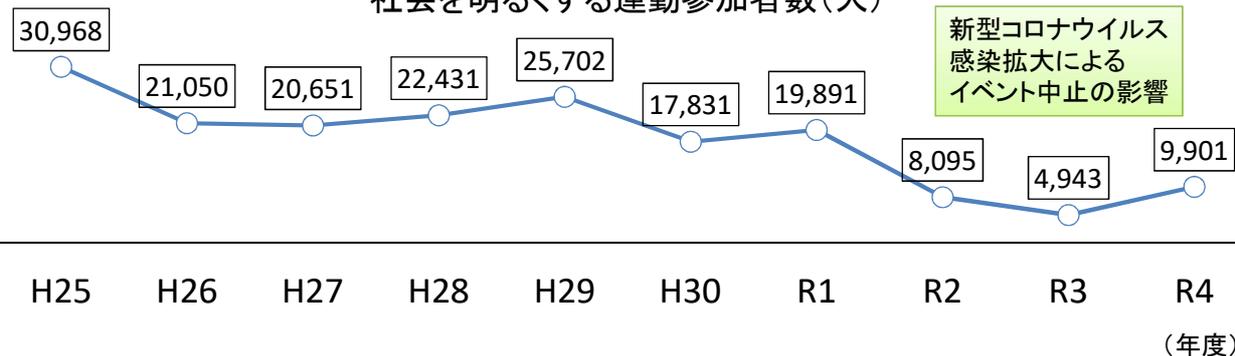
H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 H31 R2 R3 R4 R5
(出典: 鹿児島保護観察所調査)

㉑ 民間協力者数の推移(2)

自立準備ホーム数(施設)



社会を明るくする運動参加者数(人)



(出典: 鹿児島保護観察所調査)

再犯の防止等の推進に関する法律

(平成二十八年十二月十四日法律第四百号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年(非行のある少年をいう。以下同じ。)若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと(非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。)をいう。

(基本理念)

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。)に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。
- 4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

- 2 再犯防止啓発月間は、七月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(以下「再犯防止推進計画」という。)を定めなければならない。

- 2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - 二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
 - 三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - 四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
 - 五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
- 6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主(犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。)の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅をいう。)への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機

関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設(矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。)が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

再犯の防止等の推進に関する法律 概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（再犯防止推進計画）を策定（閣議決定）
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等（第11条）
- 2 就労の支援（第12条）
- 3 非行少年等に対する支援（第13条）

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等（第18条）
- 9 再犯防止関係施設の整備（第19条）

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等（第14条）
- 5 住居の確保等（第15条）
- 6 更生保護施設に対する援助（第16条）
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等（第20条）
- 11 社会内における適切な指導及び支援（第21条）
- 12 国民の理解の増進及び表彰（第22条）
- 13 民間の団体等に対する援助（第23条）

【地方公共団体の施策】（第24条）

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

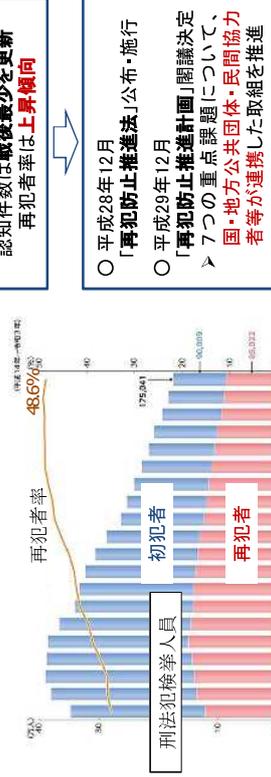
国の第二次再犯防止推進計画（概要）

計画期間：令和5年度から令和9年度

I 第二次再犯防止推進計画策定の目的

第二次再犯防止推進計画策定の経緯

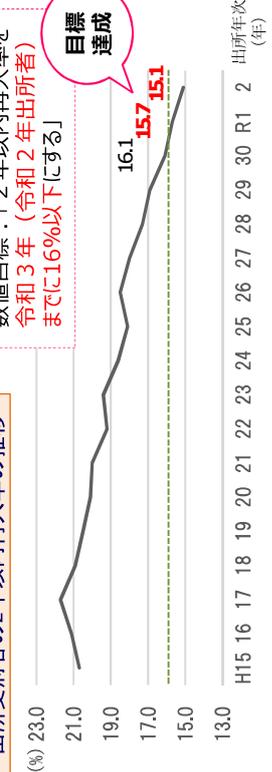
再犯の現状と再犯防止策の重要性



第一次再犯防止推進計画に基づく取組

- 〇 満期釈放者対策の充実強化
 - 矯正施設在在所中の生活環境の調整の強化
 - 更生保護施設による訪問支援事業の開始 (R3.10～)
- 〇 地方公共団体との連携強化
 - 「地域再犯防止推進モデル事業」の実施 (H30～R2)
 - 地方再犯防止推進計画の策定支援 (402団体で策定済み (R4.10.1))
- 〇 民間協力者の活動の促進
 - 民間資金の活用などによる草の根の支援活動の広がりが

出所受刑者の2年以内再入率の推移



第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた「息の長い」支援を実現すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強化的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

II 今後取り組んでいく施策

7つの重点課題とその具体的施策

- ① 就労・住居の確保
 - (1) 就労の確保
 - 〇 拘禁刑創設や社会復帰後の自立・就労を見据えた受刑者の特性に応じた刑務作業の実施
 - 〇 雇用ニーズに応じた職業訓練種目の整理
 - 〇 寄り添い型の支援による職場定着支援及び離職後の再就職支援、多様な協力雇用主の開拓及びその支援の充実
 - (2) 住居の確保
 - 〇 更生保護施設等が地域社会での自立生活を見据えた処遇（福祉へのつながり、薬物依存回復支援、通所・訪問支援等）を行うための体制整備
 - 〇 地域社会における定住先の確保に向けた居住支援法人との連携強化、満期釈放者等への支援情報の提供
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進
 - (1) 高齢者又は障害のある者等への支援
 - 〇 福祉的支援のニーズの適切な把握と動機付けの強化
 - 〇 刑事司法関係機関、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化
 - 〇 被疑者等段階からの生活環境の調整等の効果的な入居支援の実施
 - (2) 薬物依存の問題を抱える者への支援
 - 〇 矯正施設及び保護観察所における一貫した専門的プログラムの実施
 - 〇 更生保護施設等の受入れ・処遇機能の充実、自助グループ等の民間団体との連携強化
 - 〇 増加する大麻事犯に対応した処遇の充実
- ③ 学校等と連携した修学支援
 - 〇 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実
 - 民間の学力試験の活用や高卒認定試験指導におけるICTの活用、在院中の通信制高校への入学
 - 〇 学校や地域社会における修学支援の充実、地域における非行の未然防止
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導
 - 〇 拘禁刑創設の趣旨を踏まえた改善指導プログラムの充実、犯罪被害者等の心情を考慮した処遇の充実
 - 〇 若年受刑者に対する少年院のノウハウや設備等を活用した指導、特定少年に成年としての自覚・責任を喚起する指導
 - 〇 性犯罪やストーカー・DV加害者、女性等の特性に応じた指導等の充実
- ⑤ 民間協力者の活動の促進
 - 〇 持続可能な保護司制度の確立とその他のための保護司に対する支援
 - 保護司の活動環境等についての検討、試行、保護司活動のデジタル化の推進
 - 〇 地域の民間協力者（NPO法人、自助グループ、弁護士等）の積極的な開拓及び一層の連携
 - 〇 民間事業者のノウハウ等を活用した再犯防止活動の促進
- ⑥ 地域による包摂の推進
 - 〇 国・都道府県・市区町村の役割の明確化
 - 〇 地方公共団体の取組への支援
 - 地方公共団体による再犯防止の推進に向けた取組の促進、地方公共団体への情報・知見の提供
 - 〇 地域における支援の連携強化
 - 保護観察所、法務少年支援センター（少年鑑別所）における地域援助の推進、更生保護地域連携拠点事業の充実
 - 〇 相談できる場所の充実
 - 保護観察所による刑執行終了者等に対する援助の充実、更生保護施設による訪問支援事業の拡充
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備
 - 〇 矯正行政、更生保護行政のデジタル化とデータ活用による処遇等の充実、情報連携と再犯防止施策の効果検証の充実、人的・物的体制の整備

7つの成果指標を設定し、本計画に基づく具体的施策の実施状況・効果について適切にフォローアップ

① 検査者中の再犯者数及び再入率 ② 新受刑者中の再入者又は刑の執行猶予歴のある者の数及び割合 ③ 出所受刑者の2年以内再入者数及び再入率
④ 主な罪名・特性別の3年以内再入率 ⑤ 出所受刑者の3年以内再入者数及び再入率 ⑥ 主な罪名・特性別の3年以内再入率
⑦ 保護観察付（全部）執行猶予者及び保護観察処分少年の再処分量及び再処分量

第2次鹿児島県再犯防止推進計画
(令和6年度～令和10年度)

令和6年3月策定

鹿児島県総務部男女共同参画局
青少年男女共同参画課

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
電話：099-286-2557 FAX：099-286-5541
E-mail：r18@pref.kagoshima.lg.jp